

# 香芝市環境基本計画（第二次）

自然豊かな環境が人とともにめぐるまち  
～ 市民と行政の『協働』で未来へつなぐ 環境香芝市 ～



制 定 平成31年 3月  
改 訂 令和 6年 2月

香 芝 市



## … 目 次 …

|       |                                    |    |
|-------|------------------------------------|----|
| 第1章   | 計画の基本的事項                           | 1  |
| 1.1   | 香芝市環境基本計画とは                        | 1  |
| 1.1.1 | 計画の根拠                              | 1  |
| 1.1.2 | 計画の位置づけ                            | 1  |
| 1.1.3 | 計画の期間                              | 2  |
| 1.1.4 | 計画の対象範囲                            | 2  |
| 1.1.5 | 計画の構成                              | 2  |
| 第2章   | 香芝市環境基本計画（第二次）策定の背景                | 3  |
| 2.1   | 環境をめぐる社会情勢                         | 3  |
| 2.2   | 香芝市における環境に関する現況と課題                 | 8  |
| 2.2.1 | 香芝市の概況                             | 8  |
| 2.2.2 | 香芝市の環境に関する現況と課題                    | 10 |
| 第3章   | 香芝市がめざす環境像と目標                      | 27 |
| 3.1   | 香芝市がめざす環境像                         | 27 |
| 3.2   | 基本目標                               | 28 |
| 第4章   | 具体的な施策の展開                          | 29 |
| 4.1   | 施策の体系                              | 29 |
| 4.2   | 施策の展開                              | 30 |
| 4.2.1 | 基本目標 1 地域に根ざす自然環境を守り育みます           | 30 |
| 4.2.2 | 基本目標 2 人にやさしい環境づくりを進めます            | 33 |
| 4.2.3 | 基本目標 3 エネルギーや資源を大切にするライフスタイルに転換します | 37 |
| 4.2.4 | 基本目標 4 さまざまな主体が連携して環境保全に取り組みます     | 41 |
| 第5章   | 計画の推進体制と進行管理                       | 43 |
| 5.1   | 計画の推進体制                            | 43 |
| 5.2   | 計画の進行管理                            | 44 |
| 5.3   | 協働体制                               | 46 |
| 第6章   | 資料編                                | 47 |
| 6.1   | 香芝市環境基本条例                          | 47 |
| 6.2   | 香芝市環境基本計画（第二次）の策定の経過               | 49 |
| 6.3   | 本計画と第一次計画の施策体系対照表                  | 50 |
| 6.4   | 用語解説                               | 51 |
| 6.5   | これまでの取り組み紹介                        | 53 |

## 第1章 計画の基本的事項

### 1.1 香芝市環境基本計画とは

#### 1.1.1 計画の根拠

「香芝市環境基本条例」（平成20年3月27日条例第5号）第8条の規定において、市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「香芝市環境基本計画」を定めることとされています。

この規定に基づき、「香芝市環境基本計画」では、以下の事項について定めます。

- ・環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- ・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1.1.2 計画の位置づけ

「香芝市環境基本計画」は、本市における環境施策に関する最上位計画であるとともに、まちづくりの最上位計画である「香芝市総合計画」を環境面から補完し具体化するものです。

本市では、平成20年7月に香芝市環境基本計画（以下、「第一次計画」と言います。）を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

香芝市環境基本計画（第二次）（以下、「本計画」と言います。）の策定にあたっては、第一次計画の取り組みを引き継ぎつつ、環境を取り巻く社会情勢の変化や国、奈良県の政策の動向を反映させるとともに、本市の環境に関わる計画（香芝市一般廃棄物処理基本計画、香芝市地球温暖化対策実行計画、香芝市森林整備計画等）やまちづくりに係る計画（香芝市都市計画マスタープラン、香芝市緑の基本計画、香芝市公共施設等総合管理計画）等との整合を図り、市の計画として一貫性のあるものをめざします。

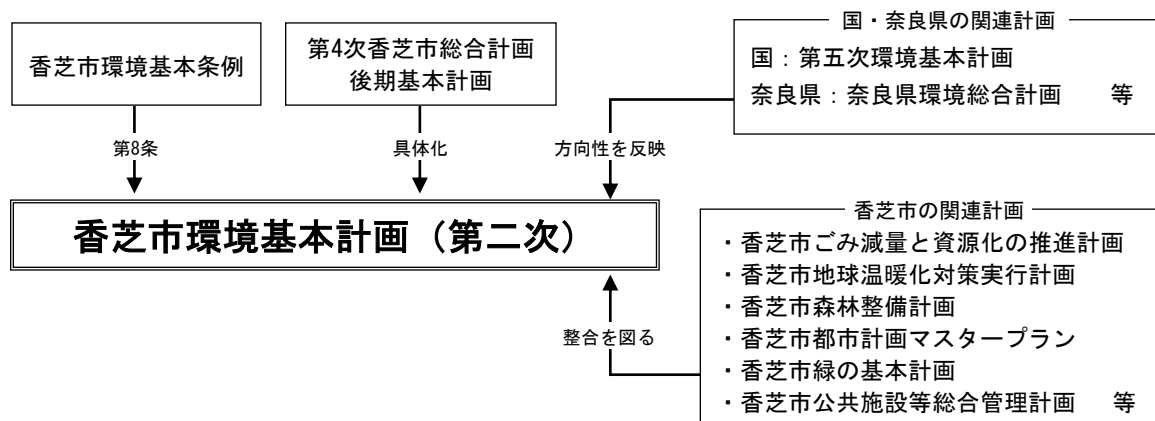


図 1.1.1 本計画の位置づけ

### 1.1.3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から2028年度までの10年間とします。

計画期間中は、施策の進捗状況の把握とともに、計画が適切に進行しているかの確認を行いながら、計画を推進します。

表 1.1.1 本計画の期間

|       |      | 2008<br>(H20)                                                                     | 2018<br>(H30) | 2019<br>(H31) | 2020                                                                               | 2021                                                                              | 2022                                                                              | 2023                                                                              | 2024                                                                                | 2025                                                                                | 2026                                                                                | 2027                                                                                | 2028                                                                                |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次計画 |      |  |               |               |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 本計画   | 計画目標 |                                                                                   |               |               |  |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|       | 進捗確認 |                                                                                   |               |               |   |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 1.1.4 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲を以下に示します。

表 1.1.2 本計画で対象とする範囲

| 環境の分野 | 分野を構成する要素                       |
|-------|---------------------------------|
| 自然環境  | 動植物、特定外来生物、森林、農地、河川、ため池、自然景観等   |
| 歴史環境  | 文化財、歴史的景観等                      |
| 生活環境  | 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物、身近な緑、市街地景観等 |
| 地球環境  | エネルギー、温室効果ガス等                   |

### 1.1.5 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

表 1.1.3 本計画の構成

|             |     |     |                     |
|-------------|-----|-----|---------------------|
| 策定目的の提示     | 》》》 | 第1章 | 計画の基本的事項            |
| ↓           |     |     |                     |
| 現状把握と課題整理   | 》》》 | 第2章 | 香芝市環境基本計画（第二次）策定の背景 |
| ↓           |     |     |                     |
| 環境像と基本目標の設定 | 》》》 | 第3章 | 香芝市がめざす環境像と目標       |
| ↓           |     |     |                     |
| 具体的施策の設定    | 》》》 | 第4章 | 具体的な施策の展開           |
| ↓           |     |     |                     |
| 計画の進め方      | 》》》 | 第5章 | 計画の推進体制と進行管理        |

## 第2章 香芝市環境基本計画(第二次)策定の背景

### 2.1 環境をめぐる社会情勢

本計画を策定する前提として、環境をめぐる現在の社会情勢について以下に示します。

#### ● 持続可能な世界を実現するための国際目標

##### ➤ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択

平成27年9月に開催された国連総会において、持続可能な社会を創るための世界共通の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、貧困を撲滅し、経済、社会、環境がバランスよく統合された持続可能な開発を達成するために、平成28年（2016年）から2030年までの15年間に国際社会がめざすべき17の目標と各目標に付随する169のターゲットを示したものです。国内においても、政府や自治体等の各種計画や戦略等の策定にあたってSDGs達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映することが求められています。



図 2.1.1 SDGsの17の目標

## ● 気候変動に対応するための国際的枠組

### ➤ パリ協定の採択

平成27年（2015年）にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の温暖化対策に関する新たな国際的枠組として、「パリ協定」が採択され、平成28年（2016年）11月に発効しました。「パリ協定」は、先進国・途上国の区別なく、すべての加盟国が温室効果ガスの削減に取り組むことを定めた初めての枠組です。日本は、温室効果ガスの削減目標として、「2030年度に平成25年度（2013年度）比26.0%減の水準」とすることとし、その目標を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」を定めました。

## ● 国及び奈良県の環境政策に関する基本計画

### ➤ 第五次環境基本計画の策定

SDGs、パリ協定等の国際動向も踏まえた国内の環境施策の大綱として、国は平成30年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。これは、我が国の環境に関する課題が複雑化する中、環境政策を通じて、経済社会システムやライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションを創出し、環境・経済・社会の課題を同時解決することや、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことをめざすものです。

「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」、「国土のストックとしての価値の向上」、「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」、「健康で心豊かな暮らしの実現」、「持続可能性を支える技術の開発・普及」、「国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築」の6つの重点戦略が設定されています。

また、各地域が特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連環）や経済的つながり（人、資金等））をパートナーシップにより構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことをめざしています。





図 2.1.2 「第五次環境基本計画」の6つの重点戦略



図 2.1.3 「第五次環境基本計画」がめざす「地域循環共生圏」のイメージ

### ▶ 奈良県環境総合計画（2016-2020）

平成28年に策定された「奈良県環境総合計画（2016-2020）」は、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んで良し」、「訪れて良し」の奈良県の実現に向けて、奈良県ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、奈良県独自の事業推進スキーム「奈良モデル」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することをめざしています。



## ● 主要な分野における国内動向

### ➤ 循環型社会の形成に向けた取り組みの推進

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」等を計画の柱としています。

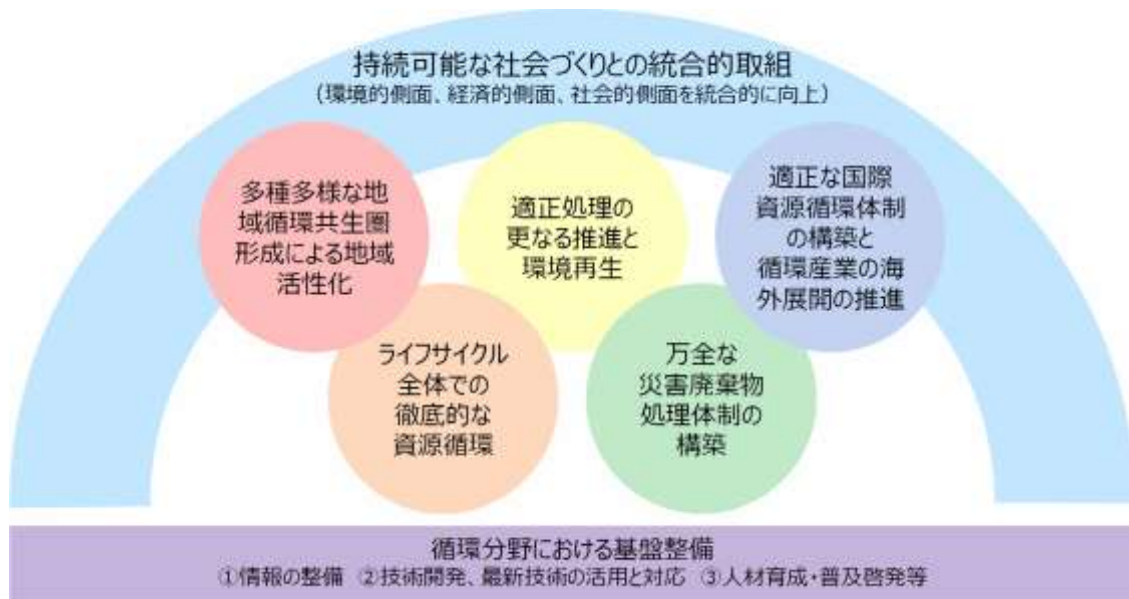


図 2.1.4 「第四次循環型社会形成推進基本計画」の構成

「第四次循環型社会形成推進基本計画」においても、SDGsの観点から、環境・経済・社会の課題に統合的に対応していくことが重視されており、例えばリデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）等、資源循環に資する産業の育成や、食品ロスの削減、小型家電リサイクルによる有価物の回収、地域に存在する再生可能エネルギーの活用等、徹底した資源循環とそれを通じた地域活性化の方向性等が示されています。

### ➤ 我が国のエネルギーをめぐる情勢の変化

平成23年3月に発生した東日本大震災に端を発する原子力発電所の長期的な運転停止に伴い、日本国内では、火力発電による電力供給の比率が増加し、平成28年度時点で83.7%をLNG、石炭、石油等の火力発電で賄っている状態にあります。

また国は、2030年度に向けた我が国のエネルギー需給構造のあり方として平成27年（2015年）に「長期エネルギー需給見通し」を示し、その中で、電源構成中の再生可能エネルギーの比率を22～24%とする方向性等を示しました。これに対し、平成28年度（2016年度）における太陽光、風力、地熱等の新エネルギー（再生可能エネルギーから水力発電等を除いたもの）の占める割合は6.9%に留まっています。

## ● 第一次計画以降の制度改正等

第一次計画の策定以降に国内で施行・策定された主要な法令や計画を以下に示します。

**表 2.1.1 第一次計画策定後に施行・策定された法令や計画等**

|           |          |                                                                                                                                                                                         |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H20（2008） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生物多様性基本法施行</li> <li>➤ 第二次循環型社会形成推進基本計画策定</li> </ul>                                                                                            |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 香芝市環境基本計画（第一次）策定</li> </ul>                                                                                                                    |
| H21（2009） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行</li> <li>➤ 微小粒子状物質に係る環境基準の設定</li> </ul>                                                                                     |
|           | 奈良県の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 奈良県景観計画策定</li> </ul>                                                                                                                           |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第1次香芝市地球温暖化対策実行計画策定</li> </ul>                                                                                                                 |
| H22（2010） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生物多様性国家戦略2010策定</li> </ul> <p style="text-align: center;">※東日本大震災発生</p>                                                                        |
| H23（2011） | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第4次香芝市総合計画策定</li> <li>➤ 香芝市ごみの減量と資源化の推進計画策定</li> </ul>                                                                                         |
|           | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再生可能エネルギー特別措置法施行</li> <li>➤ 第四次環境基本計画策定</li> <li>➤ 生物多様性国家戦略2012-2020策定</li> <li>➤ 環境教育等促進法施行</li> <li>➤ エコまち法施行</li> </ul>                    |
| H25（2013） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小型家電リサイクル法施行</li> <li>➤ 第三次循環型社会形成推進基本計画策定</li> <li>➤ 地球温暖化対策推進法改正（三ふつ化窒素を温室効果ガスに追加）</li> </ul>                                                |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 香芝市森林整備計画変更</li> <li>➤ 第2次香芝市地球温暖化対策実行計画策定</li> </ul>                                                                                          |
| H26（2014） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第4次エネルギー基本計画策定</li> <li>➤ 水循環基本法公布</li> </ul>                                                                                                  |
| H27（2015） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（日本の約束草案）決定</li> <li>➤ 鳥獣保護法改正</li> <li>➤ 水循環基本計画策定</li> <li>➤ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</li> <li>➤ フロン排出抑制法施行</li> </ul> |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 香芝市鳥獣被害防止計画</li> <li>➤ 香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定</li> </ul>                                                                                         |
| H28（2016） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地球温暖化対策計画策定</li> </ul>                                                                                                                         |
|           | 奈良県の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 奈良県環境総合計画（2016-2020）策定</li> </ul>                                                                                                              |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第4次香芝市総合計画 後期基本計画策定</li> <li>➤ 香芝市公共施設等総合管理計画策定</li> </ul>                                                                                     |
| H29（2017） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 建築物省エネ法施行</li> </ul>                                                                                                                           |
| H30（2018） | 国の主な動き   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第五次環境基本計画策定</li> <li>➤ 第四次循環型社会形成推進基本計画策定</li> <li>➤ 第5次エネルギー基本計画策定</li> </ul>                                                                 |
|           | 香芝市の主な動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 香芝市都市計画マスタープラン策定</li> <li>➤ 香芝市空家等対策計画策定</li> </ul>                                                                                            |

## 2.2 香芝市における環境に関する現況と課題

### 2.2.1 香芝市の概況

#### (1) 位置・面積

本市は奈良県の北西部、大阪府との境に位置し、西は大阪府柏原市、羽曳野市、太子町、北は王寺町、東は上牧町及び広陵町、南は大和高田市、葛城市に面しており、市域は東西7.27km、南北6.27km、面積は24.26km<sup>2</sup>となっています。



図 2.2.1 香芝市の位置

#### (2) 人口

本市の人口は増加傾向が続いており、平成29年度では総人口79,339人となっています。年齢構成別に見ると、高齢人口の占める割合が増加しており、高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）は22.3%となっています。

また、世帯数も増加傾向にあり、平成29年度では総世帯数30,855世帯となっている一方、核家族世帯、一人暮らし世帯の増加に伴い1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

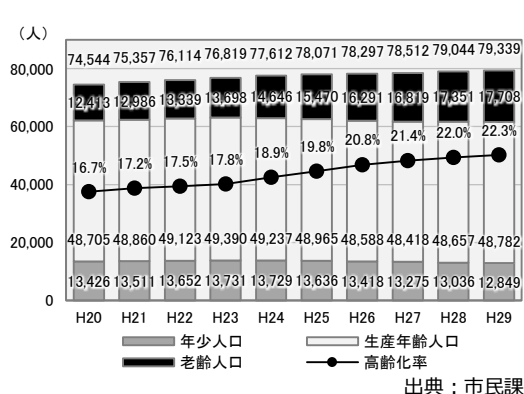


図 2.2.2 人口及び高齢化率の推移

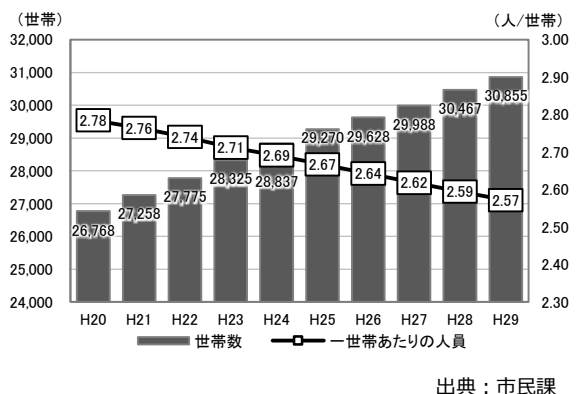
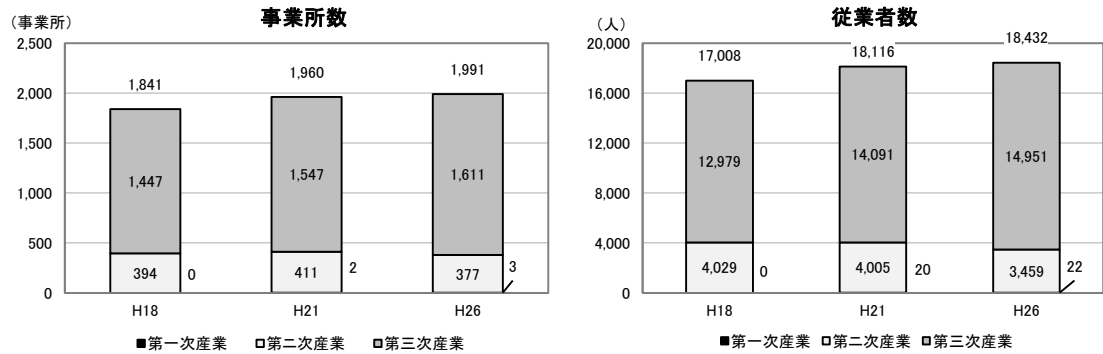


図 2.2.3 世帯数及び世帯あたりの人員の推移

### (3) 産業

本市の産業は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業（サービス業）が約8割を占め、全国平均とほぼ同様の傾向となっています。また、第三次産業においては、事業所数及び従業者数ともに顕著な増加傾向となっている一方、第二次産業（建設業・製造業）は減少傾向となっています。

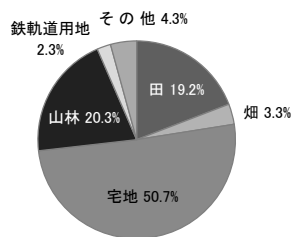


出典：事業所・企業統計調査（H18）、経済センサス基礎調査（H21,H26）

図 2.2.4 事業所数及び従業者数の推移

### (4) 土地利用

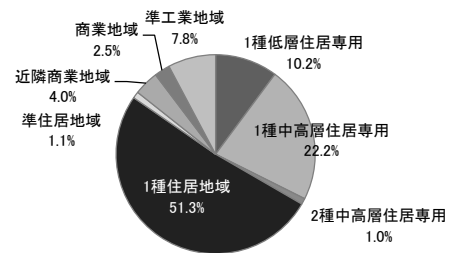
本市の土地利用を見ると、課税対象地のうち約半分を宅地が占め、農地（田・畑）と山林がそれぞれ約2割となっています。また、市域の約半分が都市計画の市街化区域に指定されており、その内8割以上が住居系の用途地域（1種低層住居専用、1種中高層住居専用、2種中高層住居専用、1種住居地域、準住居地域）となっており、住宅地としての土地利用割合が多くなっています。



(H29.1.1現在)

出典：平成28年度奈良県統計年鑑

図 2.2.5 課税対象地の土地利用状況



(H29.4.1現在)

出典：平成28年度奈良県統計年鑑

図 2.2.6 市街化区域の用途地域指定状況

## 2.2.2 香芝市の環境に関する現況と課題

## (1) 香芝市における環境への取り組み

本市では、第一次計画で掲げた環境に関する6つの基本目標のもと、さまざまな分野における取り組みを推進してきました。

表 2.2.1 第一次計画における施策の体系

| 基本目標  |                           | 基本施策 |                    | 基本方針                      | 主な施策  |                                                                      |
|-------|---------------------------|------|--------------------|---------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 基本目標1 | 香芝市の自然と歴史の価値を再認識して守ります    | 1-1  | 自然環境の保全・再生         | ① 地域固有の自然・生態系と生物多様性の保全・再生 | No.1  | 貴重な自然環境と動植物の保全                                                       |
|       |                           |      |                    |                           | No.2  | 身近な自然環境と多様な動植物の保全                                                    |
|       |                           |      |                    |                           | No.3  | 外来種対策                                                                |
|       |                           |      |                    |                           | No.4  | 野生鳥獣の保護管理                                                            |
|       |                           |      |                    | ② 自然環境の保全・再生              | No.5  | 森林・里山の保全                                                             |
|       |                           |      |                    |                           | No.6  | 農村環境の保全                                                              |
|       |                           |      |                    |                           | No.7  | 自然環境の再生                                                              |
|       |                           | 1-2  | 歴史・文化の保全・再生        | ① 香芝の歴史・文化の保全・発掘          | No.8  | 地域の歴史・文化の保全                                                          |
|       |                           |      |                    | ② 歴史・文化の現代への再生            | No.9  | 地域に伝わる知恵や技術の継承と再生                                                    |
|       |                           |      |                    |                           | No.10 | 香芝市らしい景観の保全・創出                                                       |
| 基本目標2 | 香芝市らしい感じられる景観や環境を活用します    | 2-1  | 香芝市らしい景観の保全・創出     | ① 自然・歴史景観の保全・創出           | No.10 | 香芝市らしい景観の保全・創出                                                       |
|       |                           |      |                    | ② 市街地景観の保全・創出             | No.11 | 市街地景観の保全・創出                                                          |
|       |                           | 2-2  | 自然や歴史・文化とのふれあいの推進  | ① 地域の特色を活かした緑地の保全・創出      | No.12 | 自然や歴史を生かした魅力ある緑地の創造                                                  |
|       |                           |      |                    |                           | No.13 | 身近な緑地としての農地・ため池等の活用                                                  |
|       |                           |      |                    |                           | No.14 | 協働による緑化の推進                                                           |
|       |                           |      |                    | ② 自然や歴史・文化とのふれあい促進と活用     | No.15 | 身近な環境とふれあう機会の充実                                                      |
|       |                           |      |                    |                           | No.16 | 環境とのふれあい促進に必要な人材育成                                                   |
|       |                           |      |                    |                           | No.17 | 全市的な視点で取り組む大気汚染対策                                                    |
| 基本目標3 | 健康な暮らしを支える大気と水を守ります       | 3-1  | 大気環境の保全            | ① 大気汚染対策の推進               | No.18 | 市民・事業者が取り組む大気汚染対策の支援                                                 |
|       |                           |      |                    | ② 騒音・振動・悪臭対策等の生活環境保全策の推進  | No.19 | 騒音・振動・悪臭への対策                                                         |
|       |                           |      |                    |                           | No.20 | 日照障害・電波障害・光害等への対策                                                    |
|       |                           |      |                    |                           | No.21 | 流域・全市的な視点で取り組む水質保全対策                                                 |
|       |                           | 3-2  | 水環境の保全             | ① 水質保全対策の推進               | No.22 | 市民・事業者・農家が取り組む水質保全対策の支援                                              |
|       |                           |      |                    |                           | No.23 | 森林や農地等の保水機能の保全・回復                                                    |
|       |                           |      |                    |                           | No.24 | 水の循環活用、有効利用の促進                                                       |
|       |                           |      |                    | ② 健全な水循環の保全               | No.25 | 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を基本に、拒否（リフューズ）、修理（リペア）を加えた実践の推進 |
|       |                           |      |                    |                           | No.26 | グリーン購入の推進                                                            |
|       |                           |      |                    |                           | No.27 | ごみの適正処理の推進                                                           |
| 基本目標4 | 子や孫の世代を見据えた持続可能な暮らしを築きます  | 4-1  | 持続可能な循環型社会の形成      | ① 5Rの推進                   | No.28 | 化学物質の環境リスクの低減                                                        |
|       |                           |      |                    | ② グリーン購入の推進               | No.29 | ごみの不法投棄対策の推進                                                         |
|       |                           | 4-2  | 有害廃棄物等の適正処理への取り組み  | ① 廃棄物の適正管理・処理の推進          | No.30 | 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進                                                     |
|       |                           |      |                    |                           | No.31 | 効果的な新エネルギーの導入                                                        |
|       |                           |      |                    | ② 不法投棄対策の推進               | No.32 | CO <sub>2</sub> の吸収源対策の推進                                            |
|       |                           |      |                    |                           | No.33 | ヒートアイランド現象の緩和                                                        |
| 基本目標5 | 今すぐ、環境香芝市として地球環境問題に取り組みます | 5-1  | 地球温暖化対策への取り組み      | ① 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進        | No.34 | オゾン層の保護対策                                                            |
|       |                           |      |                    |                           | No.35 | 酸性雨対策                                                                |
|       |                           |      |                    | ② 二酸化炭素の吸収源対策の推進          | No.36 | 特色ある環境教育・環境学習の推進                                                     |
|       |                           |      |                    |                           | No.37 | 地域の資源・人・技の発掘・活用                                                      |
|       |                           | 5-2  | オゾン層保護・酸性雨対策への取り組み | ① オゾン層保護の推進               | No.38 | 全市的な視点で取り組む環境保全活動の促進                                                 |
|       |                           |      |                    |                           | No.39 | 市民・事業者が取り組む環境保全活動の支援                                                 |
|       |                           |      |                    |                           | No.40 | 連携と協働の実践                                                             |
|       |                           |      |                    | ② 酸性雨対策の推進                |       |                                                                      |
|       |                           |      |                    |                           |       |                                                                      |
|       |                           |      |                    |                           |       |                                                                      |
| 基本目標6 | 市民と行政の『協働』で環境基本計画を推進します   | 6-1  | 環境学習・市民参加の推進       | ① 環境教育・環境学習の推進            | No.36 | 特色ある環境教育・環境学習の推進                                                     |
|       |                           |      |                    | ② 人材発掘・人材活用の推進            | No.37 | 地域の資源・人・技の発掘・活用                                                      |
|       |                           | 6-2  | 役割分担と連携            | ① 市・市民・事業者の役割分担           | No.38 | 全市的な視点で取り組む環境保全活動の促進                                                 |
|       |                           |      |                    | ② 連携と協働の体制づくり             | No.39 | 市民・事業者が取り組む環境保全活動の支援                                                 |

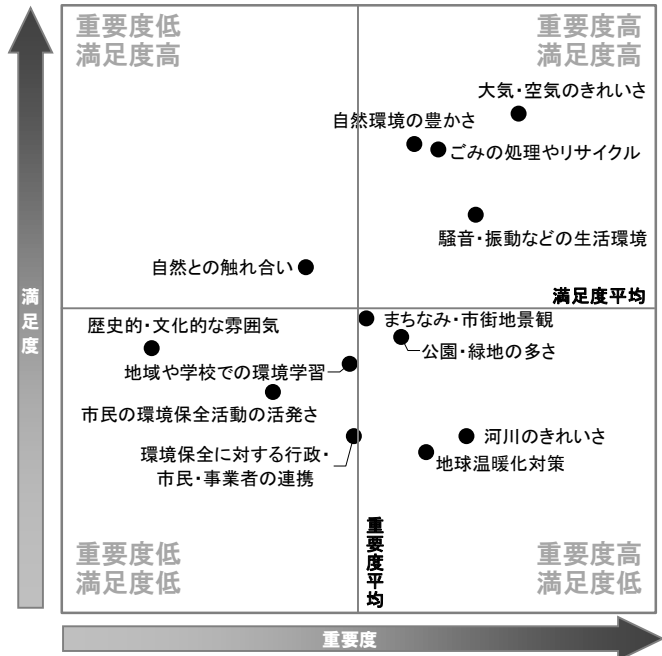
## (2) 香芝市の環境に関する市民等の意識

環境に関する市民等の意識を把握するため、平成30年度に市民及び事業者へのアンケート調査を行いました。（市民回答者数：717名[回収率39.8%]、事業所回答者数：79社[回収率39.5%]）

### ■ 環境の重要度・満足度

本市に関わる各種の環境要素について、どの程度重要か、満足しているかと尋ねた質問では、重要度と満足度がともに平均以上の項目（グラフの右上）にあるものは、「大気・空気のきれいさ」をはじめ、「自然環境の豊かさ」、「ごみの処理やリサイクル」、「騒音・振動などの生活環境」であることがわかりました。これらの項目については、本市の強みとして活かし、より良好に維持していくことが重要です。

一方、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目（グラフの右下）は、「河川のきれいさ」及び「地球温暖化対策」であり、今後、これらの満足度向上につながる取り組みを行う必要があることがわかりました。



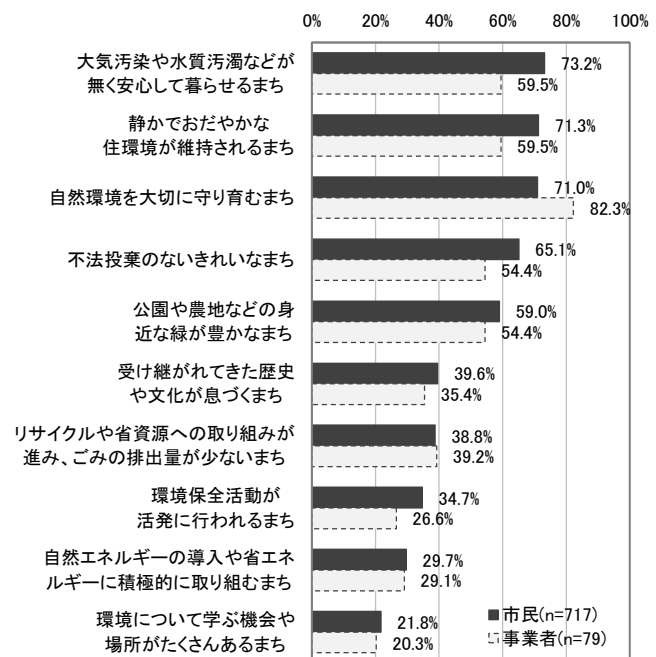
出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.7 各種の環境要素の重要度・満足度

### ■ 望ましい将来の環境像

「将来の香芝市がどのような環境になって欲しいか」を質問したところ、市民では「大気汚染や水質汚濁などが無く安心して暮らせるまち」、「静かでおだやかな住環境が維持されるまち」、「自然環境を大切に守り育むまち」、「不法投棄のないきれいなまち」等、安心して静穏な生活環境と豊かな自然環境の両立を求める人が多い傾向にあることがわかりました。

事業者においても、「自然環境を大切に守りはぐむまち」、「大気汚染や水質汚濁などが無く安心して暮らせるまち」等の良好な生活環境を望む意見が多い傾向にあることがわかりました。



出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.8 望ましい将来の環境像

### (3) 香芝市の自然環境に関する現況と課題

#### 自然環境に関する現況

##### ■ 森林

本市は金剛山地の北端に位置する二上山及び明神山の山麓部を市域に含み、総面積のうち約24%が森林となっています。森林の植生は、コナラ等の落葉広葉樹からなる二次林が大部分を占め、ヒノキ等の人工林が点在しています。

こうした森林は水源のかん養や土砂の流出・崩壊防止のほか生物多様性の保全等、多面的な機能を有していますが、近年では人と森林との関わりが減少したことによる森林の荒廃や、ナラ枯れ等の被害が発生しています。

また、森林の一部は自然環境を保全することが特に必要な地域として「明神山景観保全地区」、「金剛・葛城山麓景観保全地区」、「新古阪環境保全地区」に指定されており、宅地の造成や土地の形質の変更等、周辺環境を改変する行為の一部が制限されているほか、市域の西側の山地は、「金剛生駒紀泉国定公園」に指定されており、同公園内にある奈良県指定天然記念物である「<sup>ぼう</sup>どんづる峯」とあわせて、近隣住民の憩いの場や環境教育の場として活用されています。

##### ■ 農地

本市では米を中心に野菜や果物の生産が行われており、これらの農地は、周辺の樹林や水路等と一体となって、生態系を支える機能を有しています。

また、国では平成29年に都市緑地法を改正し、都市内の緑地のひとつとして「農地」を新たに位置づけました。こうした制度面においても、都市内の農地は、単に農産物の供給だけでなく、環境や景観の保全、体験の場等の多様な機能の発揮が期待されています。

一方、近年では農地の減少や耕作放棄地の増加のほか、イノシシやアライグマ等による農作物被害が多数報告されており、農地環境の悪化が懸念されています。

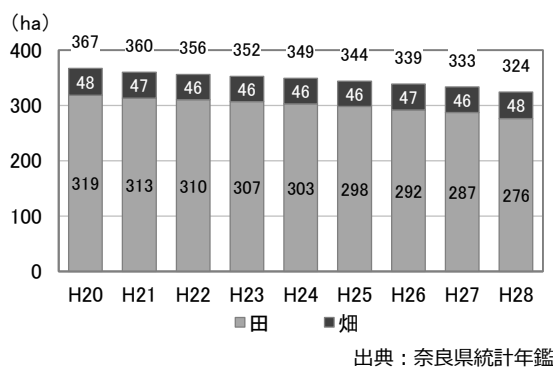


図 2.2.9 農地面積の推移

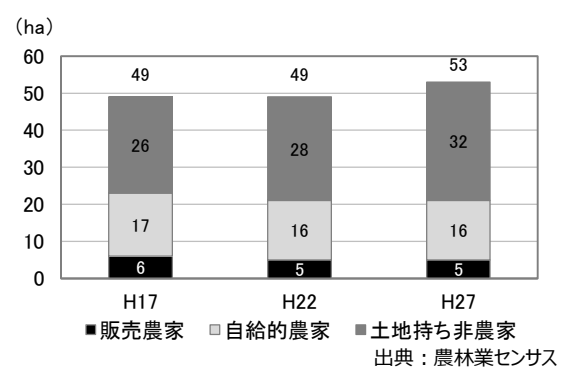


図 2.2.10 耕作放棄地面積の推移



### ■ 河川・ため池

本市の全域が大和川水系に含まれ、多くの小河川は東流して葛下川に注ぎ、大和川に合流しています。また、農業用かんがい用水として、ため池が多数存在しています。

一方、こうしたため池は、農業の縮小に伴う利用者の減少により、これまで行われてきた土手の草刈りや補修といった維持管理の不足が問題となっています。

### 自然環境に関する市民意識

自然環境に対して53.0%の市民が「魅力を感じる」と回答している一方、46.3%の市民が「魅力を感じない」と回答しています。「魅力を感じない」理由として、「自然と触れ合える場所・機会がない」が最も多く回答されています。

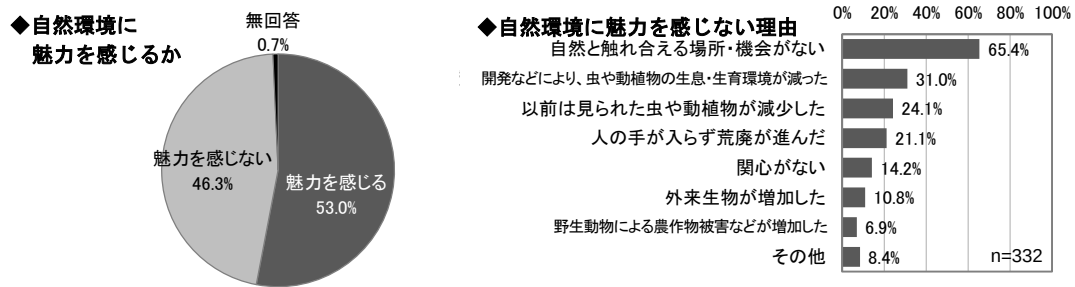


図 2.2.11 自然環境に関する市民の意識

### 自然環境に関する香芝市の取り組み

本市では森林の公益的機能の保持を目的に、「香芝市森林整備計画」に基づく森林整備を進めています。また、「どんづる<sup>ぼう</sup>峯」の景観の保全に向けて定期的な巡回・監視を行っています。

農地については、市民農園の設置や「遊休農地貸付事業」による農地の有効活用を進めるとともに、「香芝市鳥獣被害防止計画」に基づく有害鳥獣の防除・駆除や新規営農者の参入促進、地産地消の推進等、農業と農地を守る取り組みを行っています。

また、河川整備の際には、可能な限り周辺に生息・生育する動植物に配慮した方法を用いるとともに、市民が水辺の自然と触れ合えるよう親水空間の整備を進めています。

### 自然環境に関する課題

- 森林・水辺等の持つ防災・公益的機能の維持に向けて、適切な維持管理を継続していく必要があります。
- 耕作放棄地の有効活用を進めるとともに、有害鳥獣による被害の防止、新規営農者の育成等を進め、農業と農地をめぐる生態系を保全していく必要があります。
- 「どんづる<sup>ぼう</sup>峯」等、市を代表する貴重な自然環境を適切に保全していく必要があります。
- 森林や農地、水辺等を活用した、市民が自然に触れ合える場所・機会の充実が望めます。
- 都市緑地法に基づき、緑地のひとつとして位置づけられる農地の多面的な活用が望めます。

## (4) 香芝市の住環境に関する現況と課題

## 住環境に関する現況

## ■ 公害苦情件数

公害苦情件数は、平成26年度をピークに近年では減少傾向にあり、平成29年度では25件まで減少しています。

主な要因としては、不適切な野焼き※に関する苦情やその他の苦情（害虫の発生、工事現場の粉塵、低周波、魚の死骸、ネオンなど）の減少が挙げられます。

※廃棄物の野外焼却は原則禁止されていますが、田畑での稲わらや草刈の野外焼却は例外とされています。

## ■ 大気

市内13箇所の大気測定の結果によると、大気汚染物質の1つである二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の測定値は、すべての地点において環境基準値以下となっています。

## ■ 水質

大和川支流の葛下川及びその支流（熊谷川、竹田川、尼寺川、初田川、鳥居川）7地点、原川1地点の合計8地点での水質測定の結果によると、河川の汚濁を示すBOD（生物化学的酸素要求量）は、尼寺川及び鳥居川において環境基準値（5mg/ℓ）以下の値で推移しており、これらを除く河川では環境基準値を超過する時期が見られます。

また、下水道を利用できる地域の人口（下水道普及率）は増加傾向にあり、公共用水域の水質改善が進んでいることがわかります。

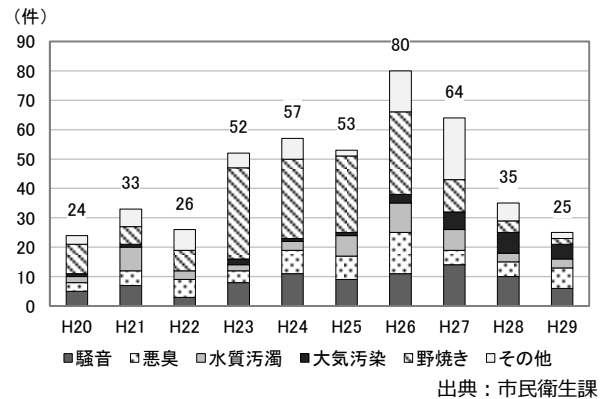


図 2.2.12 公害苦情件数の推移

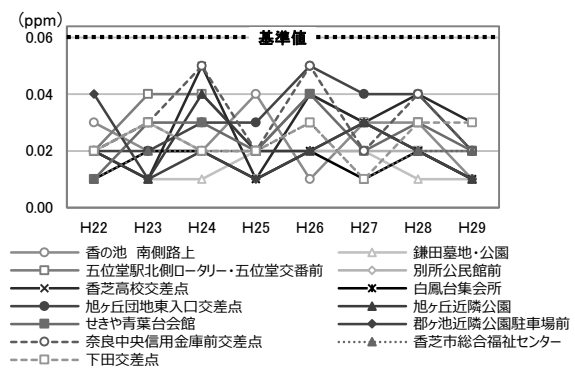


図 2.2.13 大気中の二酸化窒素測定結果の推移

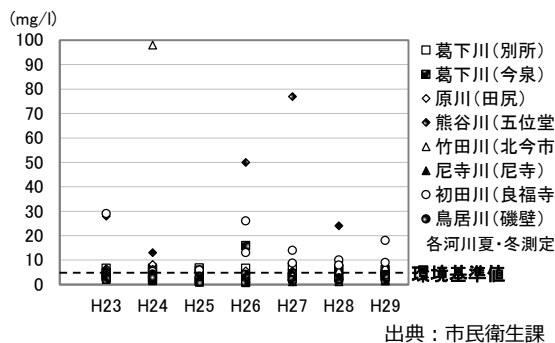


図 2.2.14 河川のBOD測定結果の推移

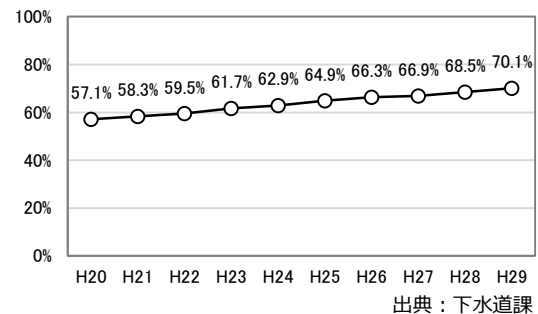


図 2.2.15 下水道普及率の推移

## 騒音

一般地域（道路に面する地域以外の地域）の8地点での騒音測定結果によると、すべての地点で昼夜ともに環境基準値を下回っており、静穏が保たれています。

また、道路に面する地域に関しても98.6%が昼夜ともに生活する上で維持されることが望ましい静穏が保たれています。

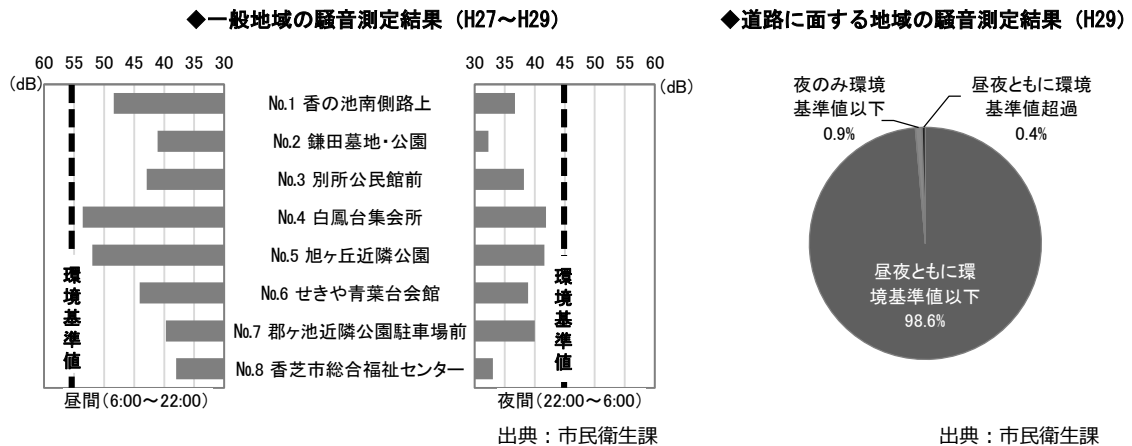


図 2.2.16 香芝市内の騒音測定結果

## まちの景観

本市は、駅周辺等に見られる古くから形成された市街地や、農地が混在する住宅地のほか、大阪都市圏のベッドタウンとして住宅開発が進んだ経緯から、まとまりのある大規模住宅地が形成され、これらの住宅を主としたまちの景観が市域に広く見られます。一方、昭和40年代頃に成立した住宅地等では、住民の高齢化等に伴う空家の増加が懸念され、空家を適正に管理し、地域の住環境を保全するため、「香芝市空家等対策計画」に基づき対策が行われています。

まちの緑については、平成29年度時点で市街地の市民一人当たりの公園面積では充足しているものの、市内全域の市民一人当たりの公園面積では5.30㎡/人となっており、条例で規定する標準面積の10㎡/人に満たない状態となっています。

まちの景観に影響を与える屋外広告物については、奈良県屋外広告物条例に基づく規制の対象となっており、市への許可申請または届け出が義務づけられるほか、違反屋外広告物については市民等との協働により簡易除却が行われています。

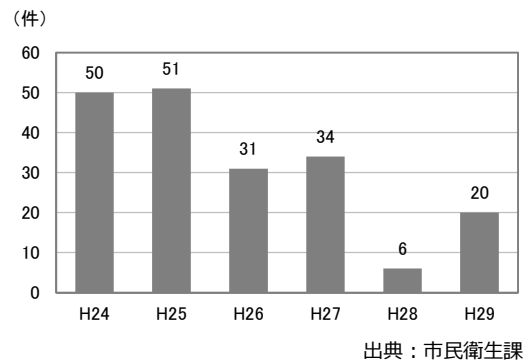


図 2.2.17 不法投棄に関する苦情件数の推移

## ■ 歴史・文化

平野古墳群、尼寺廃寺跡、狐井城山古墳等、考古学的価値の高い遺跡や、志都美神社や鹿嶋神社等の由緒ある神社、奈良県指定天然記念物の社そうや市指定天然記念物の巨樹等が市内に点在しているほか、聖徳太子が通ったとされる古道「太子道」が市内を通っているなど、独自の歴史・文化が今日にまで継承されています。

表 2.2.2 香芝市内の指定文化財件数

|       |           | 総数 | 国指定文化財 | 奈良県指定文化財 | 香芝市指定文化財 |
|-------|-----------|----|--------|----------|----------|
| 有形文化財 | 建造物       | 2  | 0      | 1        | 1        |
|       | 絵画        | 2  | 1      | 0        | 1        |
|       | 彫刻        | 9  | 1      | 0        | 8        |
|       | 工芸品       | 3  | 0      | 2        | 1        |
|       | 書籍・典籍・古文書 | 2  | 0      | 1        | 1        |
|       | 考古資料      | 7  | 0      | 0        | 7        |
|       | 歴史資料      | 1  | 0      | 0        | 1        |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財   | 7  | 0      | 0        | 7        |
| 記念物   | 史跡        | 4  | 2      | 0        | 2        |
|       | 天然記念物     | 5  | 0      | 2        | 3        |
| 合計    |           | 42 | 4      | 6        | 32       |

出典：生涯学習課

## 住環境に関する市民意識

### ■ 空気・大気に関する市民の意識

空気・大気に関する市民の意識として最も多い回答は「普通」の63.3%であり、次いで「良い」が27.9%、「悪い」が8.5%となっています。

「悪い」と感じる理由として、「野焼きによる煙や悪臭が多い」や「自動車からの排気ガスや悪臭が多い」が多く回答されています。

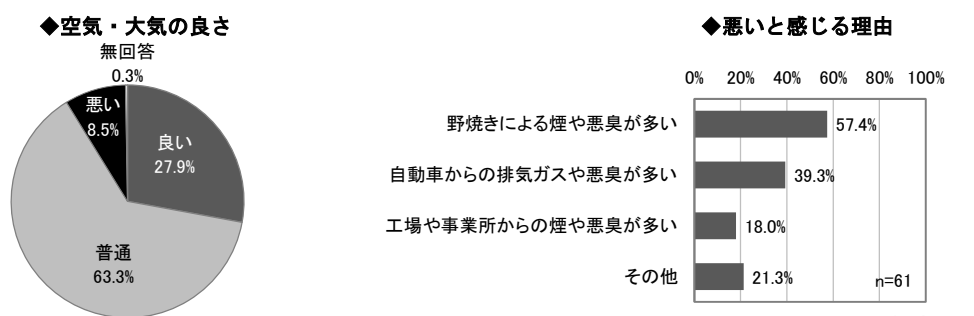


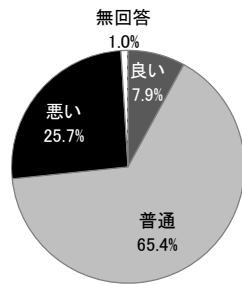
図 2.2.18 空気・大気に関する市民の意識

### ■ 川や水路、池等の水質に関する市民の意識

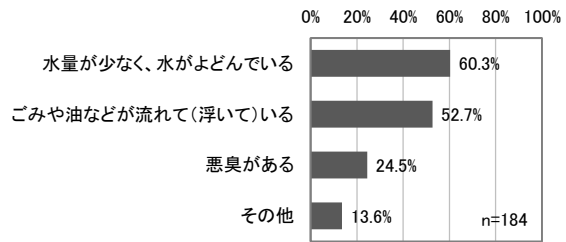
川や水路、池等の水質に関する市民の意識として最も多い回答は「普通」の65.4%であり、次いで「悪い」が25.7%、「良い」が7.9%となっています。

「悪い」と感じる理由として、「水量が少なく、水がよどんでいる」や「ごみや油などが流れて（浮いて）いる」が多く回答されており、見た目を要因として挙げています。

## ◆川や水路、池等の水質の良さ



## ◆悪いと感じる理由



出典：環境に関する意識調査（H30）

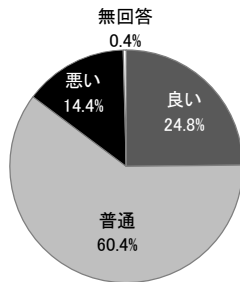
図 2.2.19 水質に関する市民の意識

## ■騒音・振動に関する市民の意識

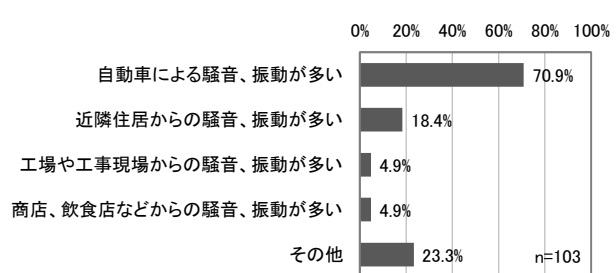
騒音・振動の状況に関する市民の意識として最も多い回答は「普通」の60.4%であり、次いで「良い」が24.8%、「悪い」が14.4%となっています。

「悪い」と感じる理由として、「自動車による騒音、振動が多い」が最も多く回答されています。

## ◆騒音・振動等の環境の良さ



## ◆悪いと感じる理由



出典：環境に関する意識調査（H30）

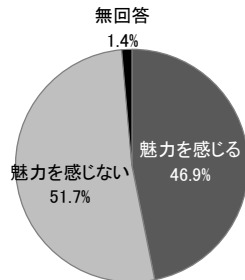
図 2.2.20 騒音・振動に関する市民の意識

## ■まちの景観に関する市民の意識

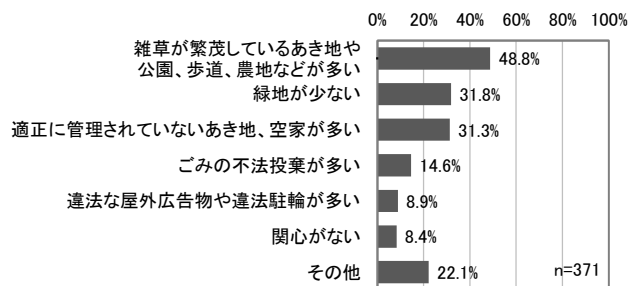
まちの景観に対して46.9%の市民が「魅力を感じる」と回答している一方、51.7%の市民が「魅力を感じない」と回答しています。

「魅力を感じない」理由として、「雑草が繁茂しているあき地や公園、歩道、農地が多い」が最も多く、次いで「緑地が少ない」、「適正に管理されていないあき地、空家が多い」等が回答されています。

## ◆まちの景観の良さ



## ◆魅力を感じない理由



出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.21 まちの景観に関する市民の意識

### ■ 歴史・文化に関する市民の意識

歴史・文化に対して42.5%の市民が「魅力を感じる」と回答している一方、56.2%の市民が「魅力を感じない」と回答しています。

「魅力を感じない」理由として、「歴史・文化を知る、または触れる機会がない」が最も多く、次いで「地域に伝わる歴史・文化がとぼしい」等が回答されています。

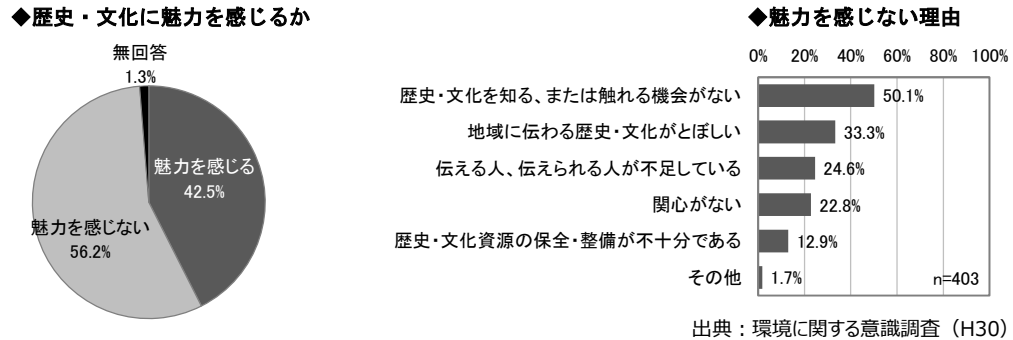


図 2.2.22 歴史・文化に関する市民の意識

## 住環境に関する市・市民・事業者の取り組み

### ■ 香芝市の取り組み

#### ○公害の防止

良好な生活環境の保全に向けて、大気、水質、騒音、振動等の測定を実施するとともに、市民、事業者等が日常の生活や事業活動の中で公害を未然防止できるよう、奈良県と連携し、啓発や指導を行っています。また、公害苦情については、案件ごとに現況を把握し適切に対処することで、良好な生活環境の保全に努めています。

#### ○景観の向上

身近な緑の創出に向けて「香芝市緑の基本計画」、「香芝市都市計画マスタープラン」等に基づいた公園整備を進めるとともに、市民による緑化活動や公園・緑地の維持管理活動への支援を行っています。また、香芝市総合公園については、奈良県の天然記念物に指定されている「どんづる<sup>ぼう</sup>峯」と一体となった緑の拠点としての整備を進めています。

まちの美化に向けては、関係団体が実施する不法投棄監視活動への支援や地域一斉清掃の実施、違反屋外広告物の簡易除却のほか、空き地・空家の管理者に対する指導等を実施しています。

#### ○歴史・文化の保全と活用

本市の歴史・文化を保全し次世代に引き継いでいくため、地域に伝えられてきた民話、民俗、市民から提供のあった情報や資料の調査・研究を進めるとともに、それらの公表の場となる施設の維持管理を行っています。

また、市民が地域の歴史・文化に触れ合える機会を拡充するため、文化財を活用した学校教育や遺跡を活かした公園整備、本市の歴史や文化を紹介した資料の配布等を行っています。

### 市民の取り組み

多くの市民が日常生活において、良好な生活環境を保全するための取り組みを実践しています。

また、現在はまだ取り組めていない人についても、「今後取り組もうと思う」と回答している人が多く、総じて市民の良好な生活環境を保全するための取り組みに対する意欲が高いことが伺えます。

清掃などの美化活動については、年2回（春・秋）、各自治会により実施されており、その参加世帯数は年々増加傾向にあります。

また、市の委託により、平成29年度時点では47箇所の公園が近隣の自治会により維持管理されています。

このほか、違反屋外広告物の簡易除却も関係団体により実施されており、まちの景観の悪化につながる違反屋外広告物の数は減少傾向にあります。

### 事業所の取り組み

事業活動に伴う環境影響を防止するため、対策を行う必要がある事業所は全体の約半数であり、このうち半数以上が良好な生活環境を保全するための取り組みを行っています。

また、現在はまだ取り組めていない事業所についても、ほとんどの事業所が「今後取り組もうと思う」と回答しており、潜在的な取り組みの意思を含めると事業所における良好な生活環境を保全するための取り組みに対する意欲は高いことが伺えます。

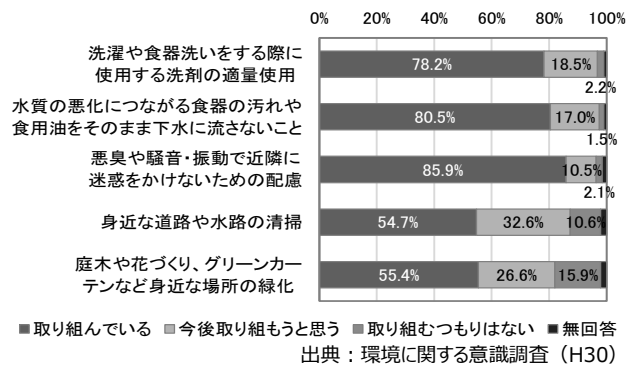


図 2.2.23 市民における環境に配慮した行動の取り組み状況

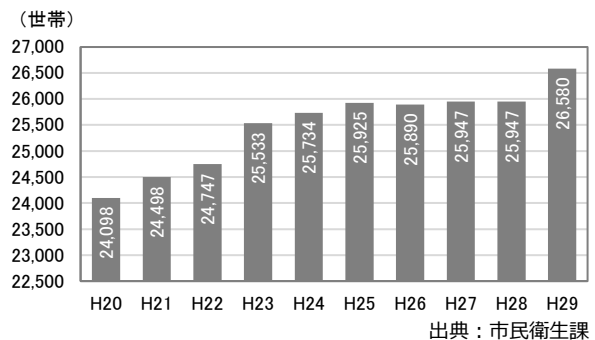


図 2.2.24 地域一斉清掃の参加世帯数

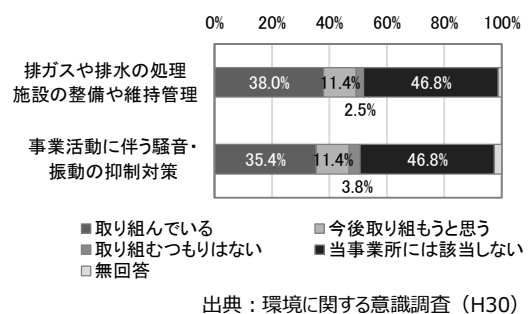


図 2.2.25 事業所における環境に配慮した事業活動の取り組み状況

### 住環境に関する課題

- 公害の未然防止に向けて、大気、水質、騒音、振動等の状況を監視していくとともに、現況を適切に発信していく必要があります。
- 各主体が日常の中で良好な生活環境を保全していけるよう、啓発や指導を継続していく必要があります。
- 潤いあるまちの景観の形成に向け、公園や緑地の整備を進めるとともに、市民による緑化活動、公園・緑地の維持管理を促進していく必要があります。
- 清潔なまちを維持していくために、不法投棄や違反屋外広告物の除却、あき地、空家の適切な管理、公園や歩道等の雑草の繁茂への対策を進めていく必要があります。
- 遺跡や神社、文化財、民俗等、受け継がれてきた歴史・文化を適切に保全するとともに、多くの市民との関わりの中で次世代に引き継いでいく必要があります。

## (5) 地球環境・資源循環に関する現況と課題

### 地球環境・資源循環に関する現況

#### ■ エネルギー消費量

主に家庭用として供給されるエネルギーについて見ると、電気、ガスともに世帯あたり（電灯契約の1口あたり、家庭用ガス契約の1戸あたり）消費量は減少傾向であり、家庭での省エネ化が進んでいます。

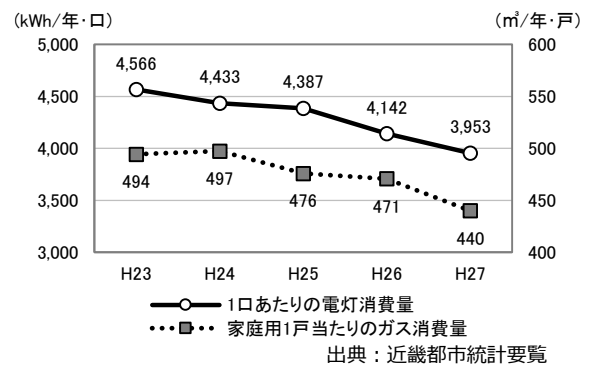


図 2.2.26 エネルギー消費量の推移

#### ■ 再生可能エネルギーの導入状況

市内では再生可能エネルギーとして主に太陽光発電の導入が進んでおり、平成28年度末では、固定価格買取制度に認定された設備容量として約15,842kwが導入されています。

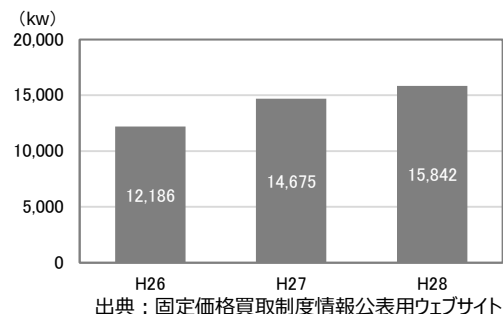


図 2.2.27 固定価格買取制度における再生エネルギーの導入容量



### ■ 温室効果ガス排出量

市内には、エネルギーを大量に消費する工場等が少ないことから、本市においては、家庭からの温室効果ガスの排出が最も多く、全体の約35%を占めています。また、自動車の利用も多いことから、運輸部門の比率も高い傾向があります。

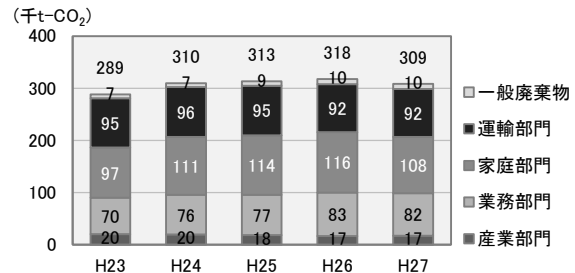
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量については、「第2次香芝市地球温暖化対策実行計画」において設定した目標「平成29年度までに、平成23年度比4.0%以上削減」に対して、計画初年度で達成し、更にその後も継続して達成しています。

### ■ 交通の状況

本市を発着点とする移動について、代表交通手段別の内訳を見ると、自動車が約48%と最も多く、奈良県や近畿圏全体と比較して、自動車への依存が高く、公共交通の利用が少ない傾向があります。

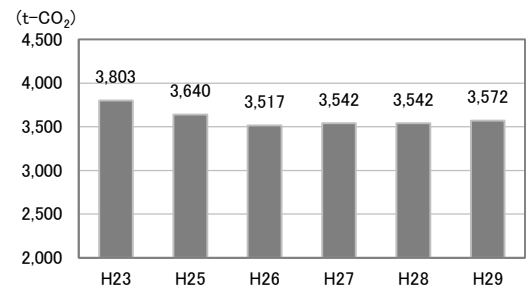
市内の鉄道駅の日平均乗車数は、住宅開発等に伴う人口流入や、高齢化に伴う通勤需要の減少等の影響による増減を含め、2万8千人/日程度で横ばい傾向となっています。

また、市内の交通需要への対応として、路線バスに加え、市によるコミュニティバスとデマンド交通も運行しています。なお、コミュニティバスの利用者は平成28年10月からの有償運行後は、減少傾向にあります。



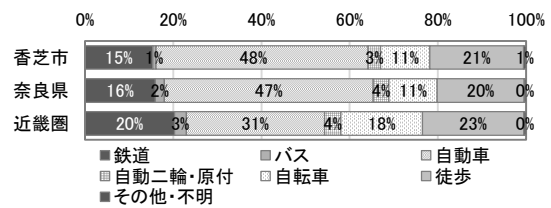
出典：地方公共団体実施計画策定支援サイト（環境省）

図 2.2.28 市域の温室効果ガス排出量



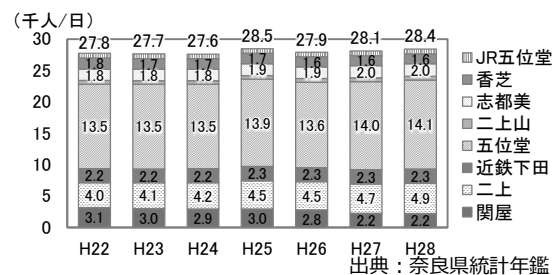
出典：市民衛生課

図 2.2.29 事務事業に係る温室効果ガス排出量



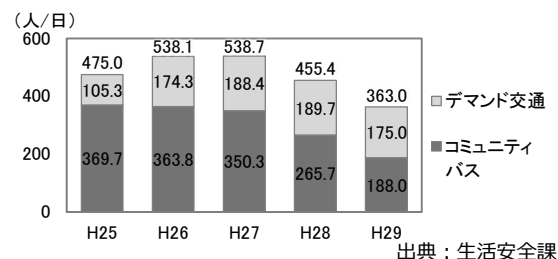
出典：平成22年 第5回近畿圏パーソナルトリップ調査

図 2.2.30 平日の移動における代表交通手段の内訳



出典：奈良県統計年鑑

図 2.2.31 鉄道駅の日平均乗車人員



出典：生活安全課

図 2.2.32 コミュニティバス・デマンド交通の利用者数

### ■ 廃棄物

家庭系及び事業系ごみの総排出量は約25,000t前後で推移していますが、本市では、人口が年々増加しているため、市民一人一日あたりで見ると、ごみの排出量は減少しています。

また、再生利用量、再生利用率（家庭系ごみの総排出量に占める再生利用量の割合）については、新聞や雑誌といった資源ごみが減少していることなども影響し、年々減少、低下傾向にあります。

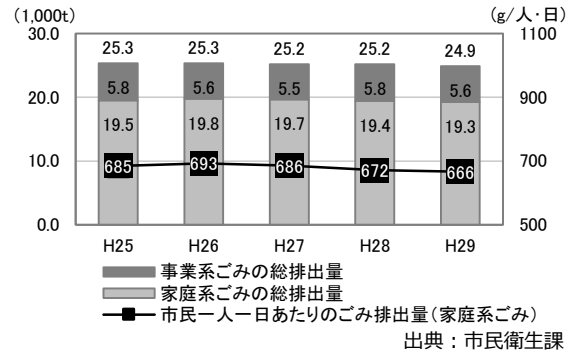


図 2.2.33 ごみの排出量の推移

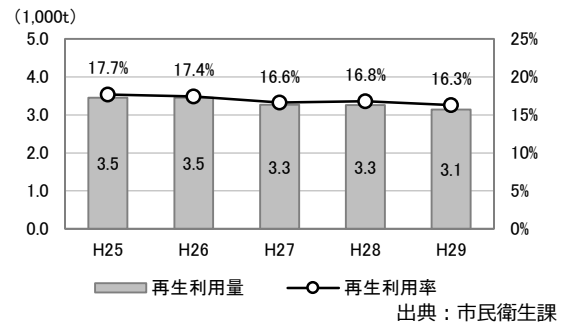


図 2.2.34 再生利用量及び再生利用率の推移

## 地球環境・資源循環に関する市・市民・事業者の取り組み

### ■ 香芝市の取り組み

#### ○地球温暖化対策

「第2次香芝市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業における電力消費量、燃料消費量の削減に努めるとともに、公共施設や公立小中学校への再生可能エネルギー設備の導入、省エネ化の導入等を推進しています。

また、学校教育や関連イベントを通し、省エネの啓発や再生可能エネルギーの普及に関する取り組みを行っています。

低炭素なまちづくりの観点においては、地域公共交通の利便性向上及び利用促進の啓発に取り組んでいます。

#### ○資源循環

ごみの減量化とリサイクルの推進に向けて、「香芝市ごみ減量と資源化の推進計画」に基づく廃棄物の適正処理、電動式生ごみ処理機の購入補助、新たな資源回収品目の追加（小型家電等）等のほか、市の公共施設においても廃棄物の削減や環境負荷の低い物品の優先的購入（グリーン購入）等の取り組みを実施しています。

また、小学生を対象にした環境学習や関連イベント、広報紙を通してごみの分別・減量の重要性を啓発しています。

## ■ 市民の取り組み

### ○ 省エネの取り組み

省エネについて、「冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電」、「家電製品や車などを導入する際は省エネ性能が高いものを選択」では、7割以上の市民が、既に取り組んでいると回答しています。

一方で、「マイカーの利用は極力控え、公共交通や自転車、徒歩などでの外出」、「太陽光や太陽熱など環境に優しい自然エネルギーの活用」については、現状ではまだ取り組んでいる人は少ないものの、両項目ともに今後取り組もうと思うと回答する人が約4割程度となっています。

### ○ ごみ減量の取り組み

ごみの減量について、「地域の集団回収や、ペットボトル、紙パックなどの拠点回収への協力」では既に83.1%の市民が取り組んでいます。

現在取り組んでいる人が少ない「生ごみの堆肥化や水切りなどを行うなど、ごみの減量化」や「壊れたものは修理したり、不要品は他の人に譲るなど、ごみの減量化」の項目については、今後取り組む意欲が見られます。

また、こうした取り組みを推進する上で市に協力してほしい項目としては、「マイバッグの推進など、ごみの発生抑制に関する啓発」、「ごみ・資源の分別方法や出し方、一人ひとりが取り組めるごみの減量方法の情報提供」、「資源回収量の増加によるリサイクル率の向上」がより多く回答されています。

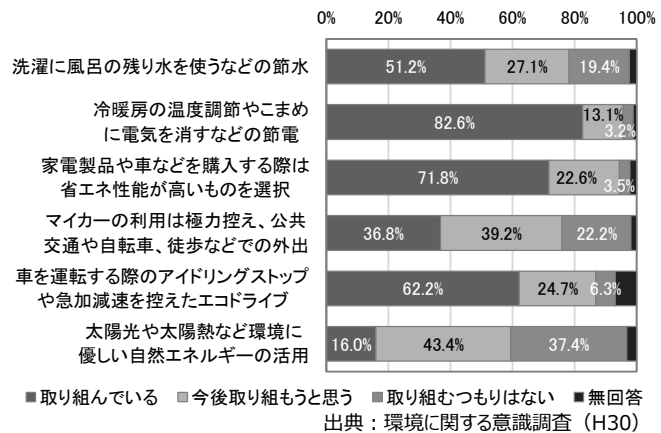


図 2.2.35 省エネに関する市民の取り組み

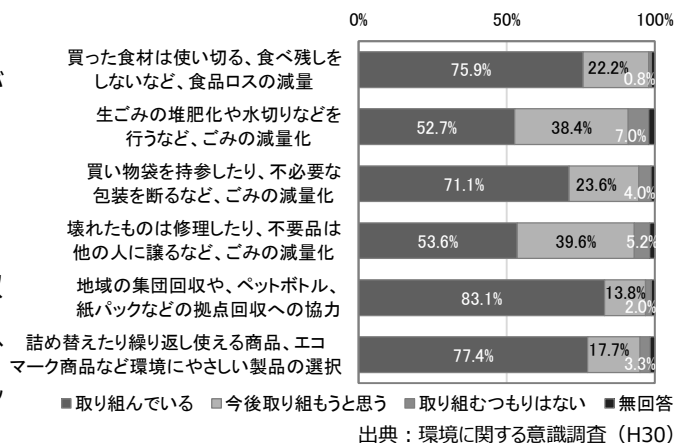


図 2.2.36 ごみ減量に関する市民の取り組み

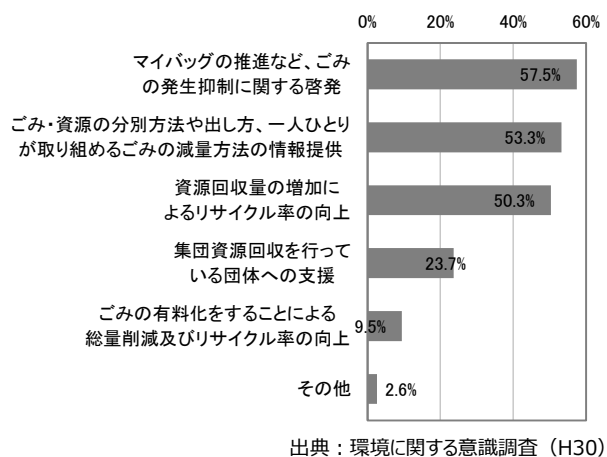


図 2.2.37 ごみの減量やリサイクルを進める上で市に協力してほしいこと

## ■ 事業所の取り組み

### ○ 省エネの取り組み

省エネについて、比較的簡単に取り組みやすいと考えられる「不必要な照明を消すことや、冷暖房などの省エネ運動」等では7割以上の事業所が取り組んでいます。

一方、「太陽光発電など再生可能エネルギーの使用」、「消費エネルギーを表示、記録、分析、制御できるシステムの導入」、「環境保全に向けての具体的な目標、行動計画の設定」及び「ISO14001などの環境マネジメントシステムの認証の取得」の4項目については、取り組みが進みにくい状況となっています。

### ○ ごみ減量の取り組み

ごみの減量について、多くの事業所が該当する「事業活動に伴うごみの減量化やリサイクル」に関しては、半数以上の事業所が取り組んでいます。それ以外の項目についても、該当する事業所の多くにおいて、取り組み意欲が高いことが伺えます。

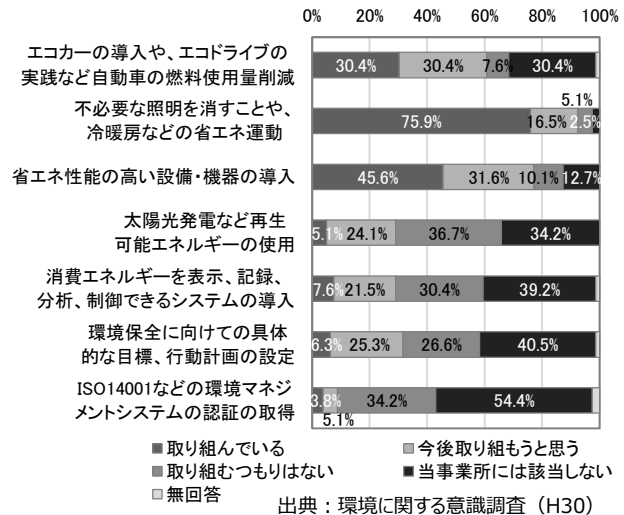


図 2.2.38 省エネに関する事業所の取り組み

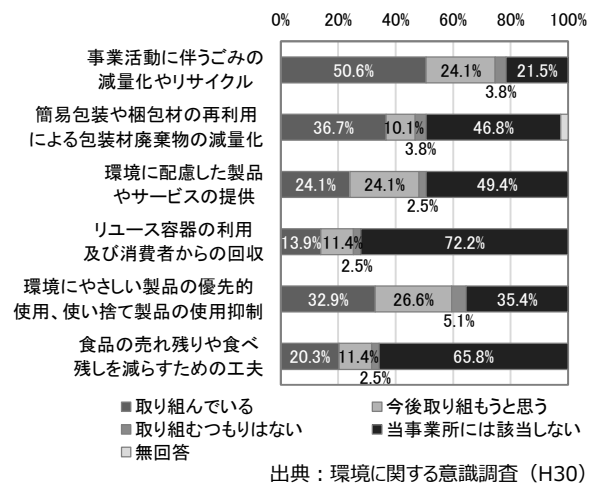


図 2.2.39 ごみの減量やリサイクルに関する事業所の取り組み

## 地球環境・資源循環に関する課題

- 温室効果ガスの排出量削減やエネルギーの自立・分散型社会の形成の観点から、更なる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを活用すべく、ライフスタイルの転換を促す啓発や具体的な取り組みの方法等の啓発を継続していく必要があります。
- 持続可能な低炭素社会の形成の端緒として、まちづくりの面からも取り組んでいくことが求められます。
- 更なるごみの減量化に向け、啓発活動を継続するとともに各主体が日常の中で実践できる具体的な取り組みを啓発していく必要があります。
- 市域の温室効果ガス排出量の把握方法を研究・検討する必要があります。
- 市においても自らが一事業者であることを認識し、率先して市の事務事業に伴うごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、温室効果ガスの排出量を削減していく必要があります。

## (6) 参加・協働に関する現況と課題

## 参加・協働に関する市民意識

## ■ 環境活動

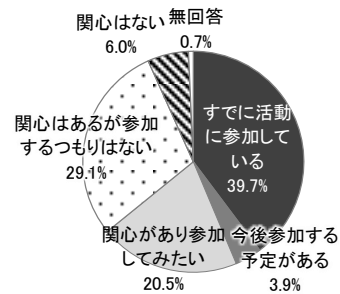
意識調査の結果によると、39.7%の市民がすでに環境保全や美化清掃等の活動に参加しています。現在は、参加していない人でも、24.4%が潜在的に参加の意思がある（「今後参加する予定がある」、「関心があり参加してみたい」）と回答しており、29.1%については自ら参加しなくとも活動に対して関心を持っている（「関心はあるが参加するつもりはない」）と回答しています。

また、こうした活動に参加する上での問題点としては、「時間が取れない」、「どのような取り組みをすればよいかわからない」が多い傾向にありました。

環境の保全に関連した取り組みを広げるために、どのような単位で活動していくのがよいかという問いに対しては、「住んでいる自治会などの単位」が57.3%と最も多く、次いで多いのが「環境に関心のある人で集まった団体などの単位」の13.8%でした。

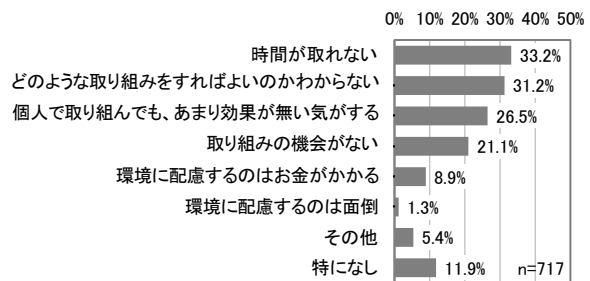
## ■ 環境学習

意識調査の結果によると、95.1%の人が環境学習を「とても重要」、または「どちらかと言えば重要」と回答している一方、「とても満足」、または「どちらかと言えば満足」と回答する市民の割合は50.2%であり、環境学習において市民が満足できる水準との乖離があることが示されています。



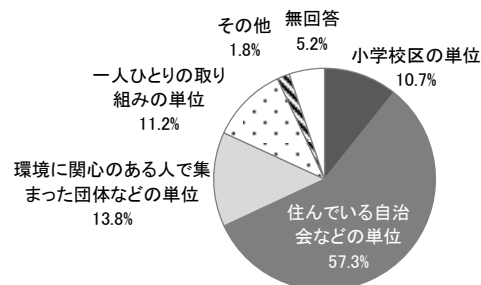
出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.40 環境活動への参加状況



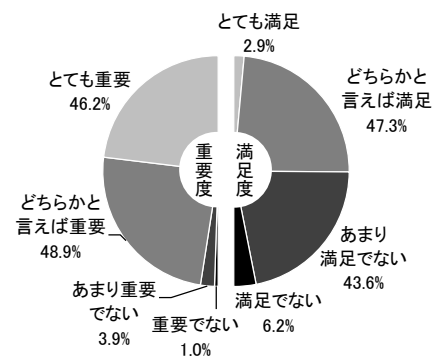
出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.41 環境活動を行う際の問題点



出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.42 環境活動を行う際に望ましい単位



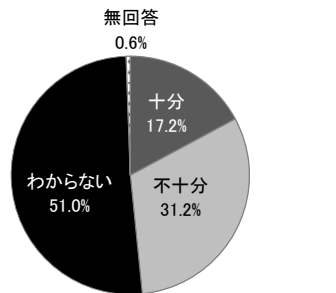
出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.43 地域や学校での環境学習の重要度・満足度

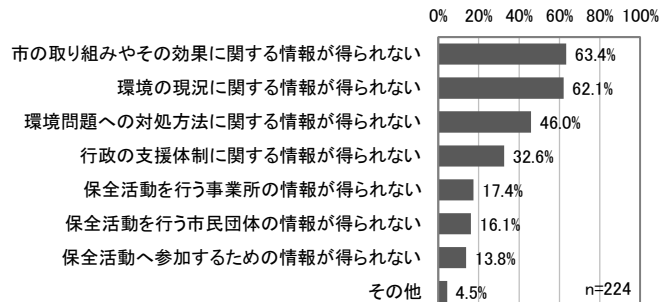
### ■ 情報発信

環境に関連する情報の発信については、「わからない」という回答が51.0%と最も多く、次いで「不十分」という回答が31.2%、「十分」という回答は17.2%となっています。

「不十分」と感じた理由としては、「市の取り組みやその効果に関する情報が得られない」、「環境の現況に関する情報が得られない」が多い傾向にありました。



出典：環境に関する意識調査（H30）



出典：環境に関する意識調査（H30）

図 2.2.44 情報発信に関する市民の意識

図 2.2.45 情報発信が不十分であると感じる理由

### 参加・協働に関する香芝市の取り組み

環境保全活動組織や自治会等への支援を通して、環境保全活動の活性化を進めています。

また、学校教育、関連イベントや講座の開催等、地域の自然や歴史・文化に触れ合える機会の創出に向けた取り組みを行っています。

### 参加・協働に関する課題

- 市民における環境活動への参加意欲は過半数と高いものの、参加する上での情報・時間・機会等の不足が意識調査から指摘されており、新規参入のきっかけ作りや啓発の拡充、さまざまな活動主体間で情報や課題を共有できるネットワークづくりなど、環境活動の裾野を広げ、連携を進めるための取り組みが求められます。
- 多様な地域資源を活用した環境学習を進めるとともに、幅広い年代に対応した学習機会を提供していく必要があります。
- 多様な情報媒体の活用や、情報の受け手の関心に応じた内容の検討等、啓発の方法を検討していく必要があります。

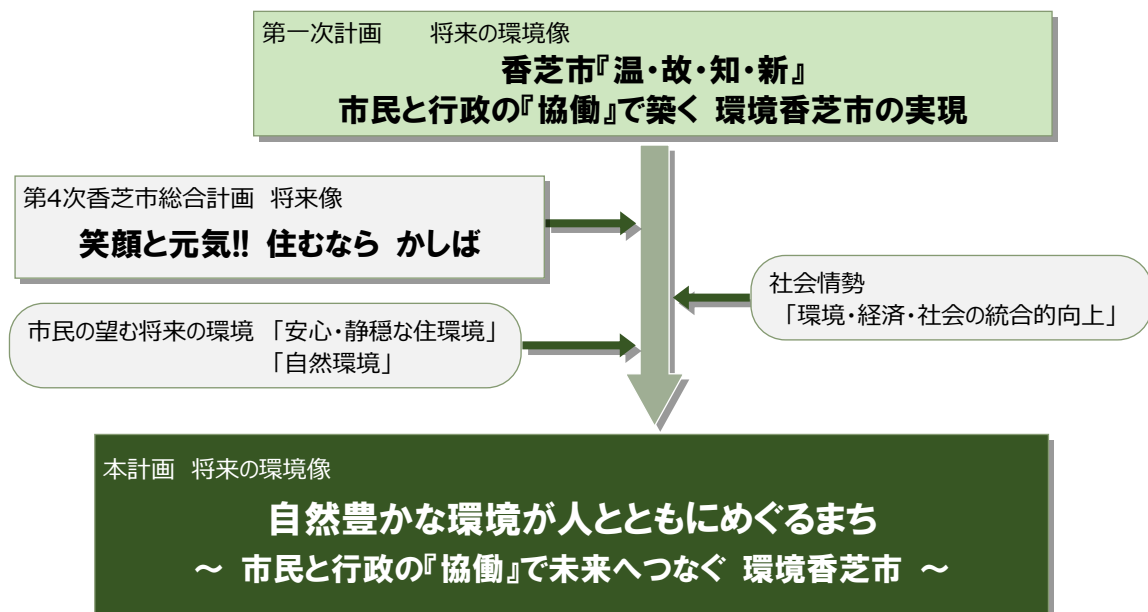
## 第3章 香芝市がめざす環境像と目標

### 3.1 香芝市がめざす環境像

本市では、まちづくりの最上位計画として、「第4次香芝市総合計画」を策定し、その中で、10年後の将来像として「笑顔と元気!! 住むなら かしば」を掲げ、まちづくりにおける多面的な取り組みを展開しています。

また、第一次計画では、「～香芝市『温・故・知・新』～ 市民と行政の『協働』で築く 環境香芝市の実現」を将来の環境像として、環境の保全に関する施策を進めてきました。

本計画では、本市がめざすまちづくり全体の方向性や、これまでめざしてきた環境像との整合性、意識調査により得られた市民の価値観の反映、社会情勢等を勘案し、将来の環境像を、以下の通り設定します。



#### 参考

##### 香芝市環境基本条例 (前文)

私たちのまち香芝市は、二上山をシンボルに仰ぎ、緑あふれる丘陵や田園風景など古代よりの伝統文化に彩られる一方で、近年のめまぐるしい都市化の進展により、新しい文化が発展しつつあります。

このように、香芝市の持つ都市と自然の融合した良好な都市空間と生活環境は、市民の共通財産であり、これを守り育て、未来の世代に引き継いでいくことは、我々の世代に課された重要な使命であります。

しかしながら、近年の社会経済活動は、生活の利便性や物資の豊かさなどをもたらす一方で、身近な自然の減少、都市生活型公害の増加などを引き起こし、地球温暖化やオゾン層の破壊を生むなど、地球環境に大きな負荷を与え、すべての生物の生存基盤そのものを脅かしつつあります。

そこで、私たちは、愛するふるさと「香芝市」の自然環境を守り育て、持続可能で創造的な都市の実現することが、究極的には、地球環境問題の解決につながっていくものであるということを共通理解として、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働して率先的に行動することを誓い、この条例を制定します。

## 3.2 基本目標

将来の環境像をめざして、基本目標を以下のとおり設定します。

### 《自然環境の保全》

#### **基本目標1 地域に根ざす自然環境を守り育みます**

地域特有のすぐれた自然環境や、多様な生物の生息・生育環境を守り、将来に引き継ぎます。  
自然に親しみ、自然環境への学びを深めます。

### 《快適で安全な住環境の形成》

#### **基本目標2 人にやさしい環境づくりを進めます**

水と空気をきれいに保ち、静穏な住環境を維持します。  
地域の暮らしと結びついた歴史・文化を継承します。

### 《持続可能な社会の形成》

#### **基本目標3 エネルギーや資源を大切にするライフスタイルに転換します**

すべての市民・事業者・行政機関等において、消費されるエネルギーを削減します。  
3Rを進め、廃棄物を削減するとともに、天然資源の消費を抑制します。

### 《参加・協働の推進》

#### **基本目標4 さまざまな主体が連携して環境保全に取り組みます**

さまざまな立場の人々が連携できるしくみをつくり、協働で環境保全に取り組みます。



## 第4章 具体的な施策の展開

### 4.1 施策の体系

基本目標を達成するため、基本施策と事業を以下のとおり設定します。

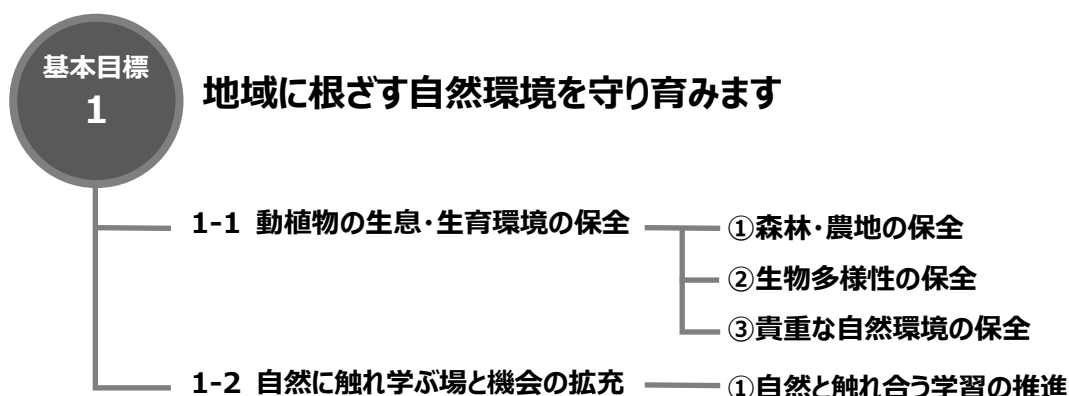
| 環境像                                          | 基本目標                                              | 基本施策                      | 事業               |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 自然豊かな環境が人とともにめぐるまち<br>市民と行政の『協働』で未来へつなぐ環境香芝市 | <b>【基本目標1】</b><br>地域に根ざす自然環境を守り育みます               | <b>1-1 動植物の生息・生育環境の保全</b> | ①森林・農地の保全        |
|                                              |                                                   |                           | ②生物多様性の保全        |
|                                              |                                                   |                           | ③貴重な自然環境の保全      |
|                                              |                                                   | <b>1-2 自然に触れ学ぶ場と機会の拡充</b> | ①自然と触れ合う学習の推進    |
|                                              | <b>【基本目標2】</b><br>人にやさしい環境づくりを進めます                | <b>2-1 安全・安心な生活環境の保全</b>  | ①大気環境の保全         |
|                                              |                                                   |                           | ②水環境の保全          |
|                                              |                                                   |                           | ③騒音・振動・その他の公害の防止 |
|                                              |                                                   | <b>2-2 良好な都市景観の形成</b>     | ①良好なまちなみの維持・整備   |
|                                              |                                                   |                           | ②都市緑化の推進         |
|                                              |                                                   |                           | ③環境美化の推進         |
|                                              |                                                   | <b>2-3 歴史・文化の保全・活用</b>    | ①地域の歴史・文化の保全・活用  |
|                                              | <b>【基本目標3】</b><br>エネルギーや資源を大切に<br>するライフスタイルに転換します | <b>3-1 循環型社会の形成</b>       | ①3Rの推進           |
|                                              |                                                   | <b>3-2 地球温暖化対策の推進</b>     | ②廃棄物の適正処理の推進     |
|                                              |                                                   |                           | ①省エネルギー対策の推進     |
|                                              |                                                   |                           | ②再生可能エネルギー導入の推進  |
|                                              |                                                   |                           | ③フロン類の対策         |
|                                              | <b>【基本目標4】</b><br>さまざまな主体が連携して<br>環境保全に取り組みます     | <b>4-1 各主体の連携の促進</b>      | ①情報発信の充実         |
|                                              |                                                   |                           | ②環境学習・市民参加の推進    |

## 4.2 施策の展開

《自然環境の保全》

### 4.2.1 基本目標1 地域に根ざす自然環境を守り育みます

地域特有のすぐれた自然環境や、多様な生物の生息・生育環境を守り、将来に引き継ぎます。  
自然に親しみ、自然環境への学びを深めます。



#### 市民の環境配慮指針

- 環境学習等に参加し、香芝市の自然や歴史とふれあいます。
- 野生動植物の生息・生育地に、むやみに立ち入ったり、捕獲・採取したりしないようにして、貴重な動植物や身近な動植物を大切にします。
- 地域に本来分布している動植物を守るため、外来種を持ち込むことはしません。
- 地域でつくられた野菜や米等を優先して購入します。
- 森林の保全をはじめ、緑化活動等に積極的に参加します。

#### 事業者・香芝市の環境配慮指針

- 開発行為等を伴う事業活動にあたっては、自然環境の著しい改変を極力避け、地域の自然環境の保全に努めます。
- 環境影響評価の対象となる大規模な開発等においては、「環境影響評価法」及び「奈良県環境影響評価条例」に基づき、事業に伴う環境への影響を適切に評価し、必要な対策を行います。
- 農薬等の化学物質の使用を極力低減し、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

## 1-1 動植物の生息・生育環境の保全

### ① 森林・農地の保全

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「香芝市森林整備計画」に基づき、森林整備を進めます。</li> <li>◇ 森林環境譲与税について、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を十分に発揮するため、その用途などの検討を継続的に行います。</li> </ul>                                                                                                                     |
| 農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「特定農地貸付事業」による遊休農地の有効活用、事業協力者の参入促進を進めます。</li> <li>◇ 「農地利用最適化交付金事業」による農地利用の最適化を推進します。</li> <li>◇ 農産物等の地産地消を促進します。</li> <li>◇ 生産緑地の適正管理パトロールを実施し、耕作放棄地に対して指導を行います。</li> <li>◇ 「香芝市鳥獣被害防止計画」に基づき、奈良県や猟友会と連携を図りながら有害鳥獣の防除・駆除を行います。</li> </ul> |

### ② 生物多様性の保全

|               |                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生物の生息・生育環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ため池や都市公園等の整備にあたっては、身近な動植物が生息・生育できる環境を確保できるよう努めます。</li> <li>◇ 旗尾池を始めとする多くのため池について、本市の特色ある水環境として適切に保全・活用していくことを支援します。</li> <li>◇ 森林の保全を通して、生物多様性の保全に努めます。</li> </ul> |
| 外来生物対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 奈良県と連携し、外来生物対策を進めます。</li> </ul>                                                                                                                                    |

### ③ 貴重な自然環境の保全

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「どんづる <sup>ぼう</sup> 峯」の環境保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 奈良県の天然記念物「どんづる<sup>ぼう</sup>峯」の景観や植生等、本市固有の自然環境の保全に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 貴重な動植物の保全                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 希少な動植物や保存樹等、貴重な動植物の保全に努めます。</li> <li>◇ 奈良県と連携し、二上山周辺を含む「金剛・葛城山麓景観保全地区」及び「金剛生駒紀泉国定公園」、「明神山景観保全地区」、「新古阪環境保全地区」の自然景観の保全に努めます。</li> <li>◇ 森林について、水源のかん養や森林との触れ合い、環境保全機能の維持・増進を図るため、地権者の自発的な森林保全活動を支援していきます。</li> </ul> |

## 1-2 自然に触れ学ぶ場と機会の拡充

### ① 自然と触れ合う学習の推進

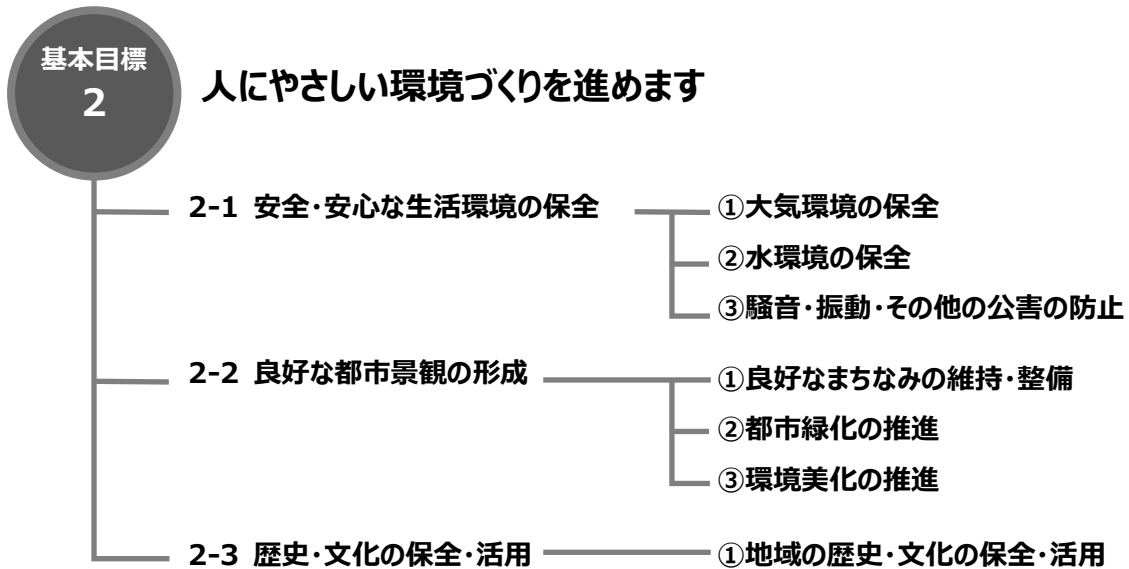
|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 自然体験学習等の充実  | ☆ 市民等との協働により、地域の特色を活かした環境学習等の機会の充実を進めます。      |
| すぐれた自然景観の保全 | ☆ すぐれた自然景観の保全のため、市民等との協働により、二上山の清掃登山活動等を行います。 |

《快適で安全な住環境の形成》

## 4.2.2 基本目標2 人にやさしい環境づくりを進めます

水と空気をきれいに保ち、静穏な住環境を維持します。

地域の暮らしと結びついた歴史・文化を継承します。



### 市民の環境配慮指針

- 騒音や悪臭で周囲に迷惑をかけないように配慮します。
- 建材や家庭用品から有害物質が発生することに注意し、有害化学物質の少ないものを選びます。また、有害化学物質を室内に滞留させないように定期的に換気します。
- 生活排水による河川の水質汚濁を防ぐため、下水道供用区域内では下水道に接続します。
- 浄化槽や下水ますを適切に管理・清掃して、悪臭が発生しないようにします。
- 建物を建築するときは、地域の特性を踏まえて、デザインや色彩等を周辺環境と調和したものになります。
- 住宅の新築やリフォームのときは、できるだけ地域産材を活用します。
- 庭木や生け垣、花づくり等、身近な緑化に取り組みます。
- 家族や近所の人と誘い合って、地域の道路や河川の美化等の環境保全活動に参加します。
- 違反屋外広告物の簡易除却等、行政と連携した取り組みを進めます。
- タバコの吸い殻、空きカン、ペットボトル等のごみのポイ捨てはしません。

### 事業所・香芝市の環境配慮指針

- 事業活動や工事等に伴う公害の発生を防止します。
- 敷地内の緑化や屋外広告物の掲出について、周辺環境や景観と調和するよう配慮します。
- 事業所の環境保全活動について、情報公開や地域とのコミュニケーションを進めます。

## 2-1 安全・安心な生活環境の保全

### ①大気環境の保全

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| 大気汚染の防止    | ◇ 奈良県と連携し、奈良県生活環境保全条例等に基づく大気汚染の監視、指導を行っていきます。 |
| 不適切な野焼きの防止 | ◇ 不適切な野焼きが行われないようにするなど大気環境に関する啓発を行っていきます。     |

### ②水環境の保全

|          |                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道普及促進等 | ◇ 下水道の計画区域内における未整備区域の解消にむけて普及を促進します。<br>◇ 下水道供用区域内における未接続世帯の解消にむけて、きめ細やかな啓発活動を実施して早期接続を促します。 |
| 水質汚濁の防止  | ◇ 奈良県と連携し、奈良県生活環境保全条例等に基づく水質汚染の監視、指導を行っていきます。<br>◇ 浄化槽設置者に対し、浄化槽の適正管理に関する啓発を行います。            |
| 水資源の有効利用 | ◇ 雨水の利用等、水資源の循環活用や有効利用が促進されるよう、必要な啓発を行います。                                                   |

### ③騒音・振動・その他の公害の防止

|               |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 騒音・振動・悪臭の防止   | ◇ 自動車騒音及び環境騒音の定期的な調査を実施します。<br>◇ 騒音規制法、振動規制法に基づき、市内の騒音・振動状況の把握に努め、特定施設及び特定建設作業については、奈良県との連携により、監視・指導に努めます。<br>◇ 道路整備に際しては、自動車交通による騒音・振動を低減するため、必要に応じ低騒音型の舗装をするなど、道路環境の保全に努めます。<br>◇ 悪臭防止法に基づき、市内の悪臭状況の把握に努め、奈良県との連携により、監視・指導に努めます。 |
| その他の生活環境の保全対策 | ◇ 生活環境の苦情について、奈良県生活環境保全条例等に基づく、監視・指導を行います。                                                                                                                                                                                         |

## 2-2 良好な都市景観の形成

### ① 良好なまちなみの維持・整備

|             |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画的な景観形成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「香芝市都市計画マスタープラン」に基づき、駅前の景観や住宅地等のまちなかの景観、さらに道路の景観づくり等、市民とともに、個性豊かな景観づくりに努めます。</li> <li>◇ 公共建築物について、「香芝市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な整備や適正管理に取り組みます。</li> <li>◇ 空家により周辺の生活環境に悪影響が発生しないよう、啓発・指導を行います。</li> </ul> |
| あき地の適正管理の推進 | ◇ あき地に繁茂した雑草等による景観・衛生・防犯上の悪影響が発生しないよう、必要な啓発・指導を行います。                                                                                                                                                                                           |
| 屋外広告物等の適正管理 | ◇ 良好な沿道環境を保全するため、市民等との協働により、違反屋外広告物の除却を行います。                                                                                                                                                                                                   |

### ② 都市緑化の推進

|             |                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 拠点となるみどりの保全 | ◇ 公園・緑地について、スポーツ公園や街区公園整備等、奈良県と連携を図りながら、緑に恵まれた交流と憩いの空間の創出を進めていきます。                                                    |
| 身近な水辺等の活用   | ◇ 未利用のため池等、身近な水辺等を活用したみどりの拠点の保全と活用を進めます。                                                                              |
| 協働による緑化の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公共施設における緑化を検討します。</li> <li>◇ 市民等との協働により、公園樹木や街路樹等の維持管理や緑化活動を進めます。</li> </ul> |

### ③ 環境美化の推進

|           |                                                                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不法投棄の防止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみのポイ捨てや不法投棄に対するマナー向上を図るため、啓発を行います。</li> <li>◇ 奈良県、関係機関、市民等と連携し、山林や河川等の不法投棄対策を進めます。</li> </ul> |
| 環境美化活動の推進 | ◇ まちの美観向上のため、地域の清掃活動等を支援します。                                                                                                            |

## 2-3 歴史・文化の保全・活用

### ①地域の歴史・文化の保全・活用

|           |                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歴史的景観の保全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 古くからの町並みや古墳等、歴史的経緯により形づくられた景観の保全を図ります。</li> </ul>                                                                     |
| 文化財の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国史跡に指定され整備して保全を図った尼寺廃寺跡や平野塚穴山古墳、県・市指定天然記念物の巨樹・社寺林等の保全に努めます。</li> <li>◇ 市民等との協働により、地域に残る史跡等の文化財の保全・活用に努めます。</li> </ul> |

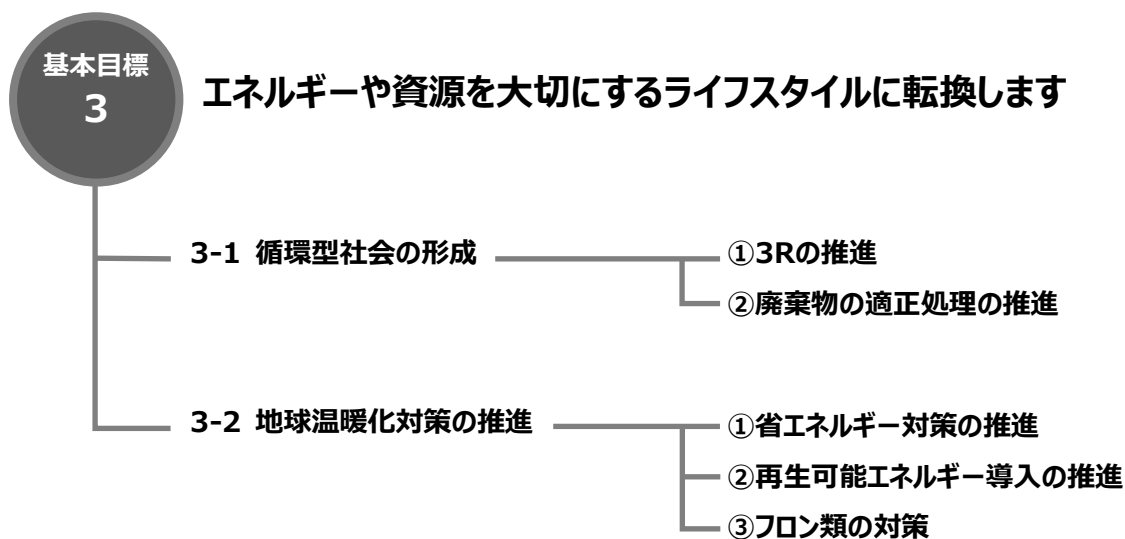


《持続可能な社会の形成》

### 4.2.3 基本目標3 エネルギーや資源を大切にするライフスタイルに転換します

すべての市民・事業者・行政機関等において、消費されるエネルギーを削減します。

3Rを進め、廃棄物を削減するとともに、天然資源の消費を抑制します。



#### 市民の環境配慮指針

- 新聞、ダンボール、雑誌・牛乳パック、空きカン、空きビン、ペットボトル等の資源ごみは、リサイクルを徹底します。また、買い物袋を持参して、過剰な包装は断ります。
- 地域の集団回収や事業者の牛乳パック回収、食品トレー回収等に協力します。
- 必要以上の物は買わず、再利用できる容器に入った商品や詰め替え商品を選びます。
- 家電製品を買い換えるときは、家電リサイクル法に基づいて適切に処理・処分します。
- 修理できるものは、修理して大切に使います。
- 不要なものは、フリーマーケットやバザーに出すなど、有効に使ってもらうようにします。
- 家庭での日常的な省エネルギーに取り組みます。
- 環境家計簿や、エネルギー管理システム等を活用し、エネルギー消費量をチェックします。
- 家電製品等を買い換えるときは、省エネルギー性能の高い製品を選びます。
- 建物の新築、改築時には、断熱性能の高い構造や資材を使用します。
- 公共交通機関や徒歩・自転車を積極的に使う、複数の用事を一度に済ませる、自動車を保有せずレンタカーやカーシェアを利用するなど、自動車をなるべく使わないよう工夫します。
- 運転するときはエコ・ドライブを実践します。
- 車を購入するときは、低燃費・低排出ガス自動車を選びます。
- 太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 電気の契約を行うときは、環境に配慮された電気を優先して検討します。

**事業所・香芝市の環境配慮指針**

- 事業系一般廃棄物の分別を徹底し、再利用可能な廃棄物のリサイクルに努めます。
- 再生製品や再生可能な製品の優先購入等、グリーン購入の推進、レンタル使用の促進に努めます。
- クールビズ等、日常的な省エネルギーに取り組めます。
- 設備・機器の更新時には、省エネルギー性能の高いものを選びます。
- 建物の新築、改築時には、断熱性能の高い構造や資材を使用します。
- 低燃費・低排出ガスの業務用自動車の導入、エコドライブの実践、エコ通勤、公共交通機関の積極利用等、自動車の省エネ化に努めます。
- 太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な環境配慮体制の整備を図ります。
- 香芝市は、「香芝市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業に伴う消費エネルギーの削減、3Rの推進等を通じて、温室効果ガスの排出削減を計画的に推進します。

※第一次計画では、「5R」（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を合わせた3Rに、拒否（リフューズ）、修理（リペア）を加えたもの）を推進することとしていましたが、「拒否」、「修理」は「発生抑制」や「再使用」に含まれると考えられること、また、国においては「3R」の推進が掲げられていることから、本計画においても「3R」に用語を統一することとします。

### 3-1 循環型社会の形成

#### ①3Rの推進

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3Rの推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 3R【発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)】の取り組みを促進します。</li> <li>✧ 市民や事業所と協働し、地域の集団資源回収、小型家電、廃食油のリサイクル等の取り組みを推進します。</li> <li>✧ ごみの分別方法の啓発に努め、市民、事業者によるごみの分別回収を徹底していきます。</li> <li>✧ ごみの減量化に向けた啓発を行うとともに、ごみ減量を効果的に推進するための仕組み等について検討します。</li> <li>✧ 公共施設において、率先してごみの減量に取り組みます。</li> </ul> |
| ペーパーレス化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ ごみ減量に向けて、ペーパーレス化に積極的に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| グリーン購入の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 公共施設において、グリーン購入を推進するとともに、市民や事業者に対しても啓発を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |

#### ②廃棄物の適正処理の推進

|             |                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄物の適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 奈良県と連携し、有害廃棄物、適正処理困難物及び特別管理一般廃棄物等の適正な排出管理及び処理を推進します。</li> <li>✧ 奈良県と連携し、廃棄物に関連する有害な化学物質のリスクについて、啓発を行います。</li> </ul> |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3-2 地球温暖化対策の推進

### ①省エネルギー対策の推進

|                         |                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市役所における率先した省エネルギー化      | ◇ 「香芝市地球温暖化対策実行計画」に基づいた省エネルギー対策を実施し、市主体の取り組みを推進します。                                                                                                                                   |
| 日常的な省エネルギー行動の推進         | ◇ エネルギー消費の少ない日常生活及び事業活動の普及のため、環境家計簿やエネルギー管理システム等を活用したエネルギー管理の啓発を行います。                                                                                                                 |
| 分散型エネルギーの利用促進           | ◇ 平時から災害時まで環境性と防災性の向上を図るため、自立した分散型エネルギーの利用促進を啓発します。                                                                                                                                   |
| 低炭素なまちづくりと自動車利用の省エネルギー化 | ◇ 自動車利用者に向けて、エコドライブ、アイドリングストップ等の取り組みについて啓発を行います。<br>◇ 持続可能な低炭素なまちづくりを促進するため、交通システムの見直しを行います。<br>◇ 持続可能な低炭素なまちづくりを促進するため、低燃費なコミュニティバス車両を導入します。<br>◇ 自動車の利用を控え、公共交通や徒歩・自転車等の利用促進を啓発します。 |

### ②再生可能エネルギー導入の推進

|                |                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギーの導入促進 | ◇ 市民等における再生可能エネルギー導入について啓発を行います。<br>◇ 公共施設の改修時等において、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。 |
| 再生可能エネルギーの活用促進 | ◇ 電気の契約にあたって、環境に配慮された電気の利用について啓発を行います。<br>◇ 公共施設において、環境に配慮された電気の調達を検討していきます。   |

### ③フロン類の対策

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| フロン類の対策 | ◇ 奈良県と連携し、フロン類の適正な管理及び処理の指導に努めます。 |
|---------|-----------------------------------|

《参加・協働の推進》

#### 4.2.4 基本目標4 さまざまな主体が連携して環境保全に取り組みます

さまざまな立場の人々が連携できるしくみをつくり、協働で環境保全に取り組みます。

##### 基本目標 4

#### さまざまな主体が連携して環境保全に取り組みます

##### 4-1 各主体の連携の促進

- ① 情報発信の充実
- ② 環境学習・市民参加の推進

##### 市民の環境配慮指針

- 広報紙、ホームページ、環境関連イベント等を利用して、日常生活の中で環境に関する情報に触れるよう意識します。
- 環境に関する学習会や体験会に参加し、環境保全の意識を高めます。
- 地域の環境保全活動等に参加します。
- 自らの知識や技能を、環境学習等の場で役立てます。

##### 事業所・香芝市の環境配慮指針

- 環境問題に関する研修を通じて従業員の啓発に努め、従業員の環境保全活動の支援に努めます。
- 環境保全活動の見学会等を通じて、地域住民や子どもの環境学習を支援します。

## 4-1各主体の連携の促進

### ①情報発信の充実

|         |                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報発信の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 広報紙、ホームページ、地域コミュニティ、行政窓口等、さまざまな手段を用いて、環境に関する啓発を行います。</li> <li>✧ 生活公害に関する苦情が出にくい地域づくりや、自然や歴史を保全する意識を高めていくため、環境マナーに関する啓発を行います。</li> </ul> |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ②環境学習・市民参加の推進

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加・学習機会の<br>拡充 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 環境学習機会の創出を図ります。</li> <li>✧ 子どもの発達段階に応じて、小中学校における環境学習を進めるとともに、地域の市民団体等との協働により、環境学習の機会を図ります。</li> <li>✧ 自然や歴史・文化とふれあう機会となるよう、講演会等の催しを実施して分かりやすく伝えていくことを通じて、歴史環境の保全に協力を求めていく取り組みを進めていきます。</li> <li>✧ 市民等が環境を意識する機会を得られるよう、環境関連の催しを実施します。</li> <li>✧ 食育や地産地消の一環として学校給食における地域食材利用の取り組みを実施します。</li> </ul> |
| 市民活動等への支<br>援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 市内で取り組まれている環境保全に関する活動について啓発を行うとともに、さまざまな活動主体をつなぐ協働ネットワークのあり方について検討します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 5.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、第一次計画と同様、市・市民・事業者のそれぞれによる主体的な活動を促進していきながら、連携を図ることで、協働による取り組みを進めていきます。

そのため、本市では「香芝市総合計画」との整合を図るとともに、環境審議会及び庁内推進会議を基本に発展を図り、市民と行政の協働の場としての推進体制を構築し、奈良県・近隣市町村等とも調整・連携を図りながら、計画進行管理を図っていきます。

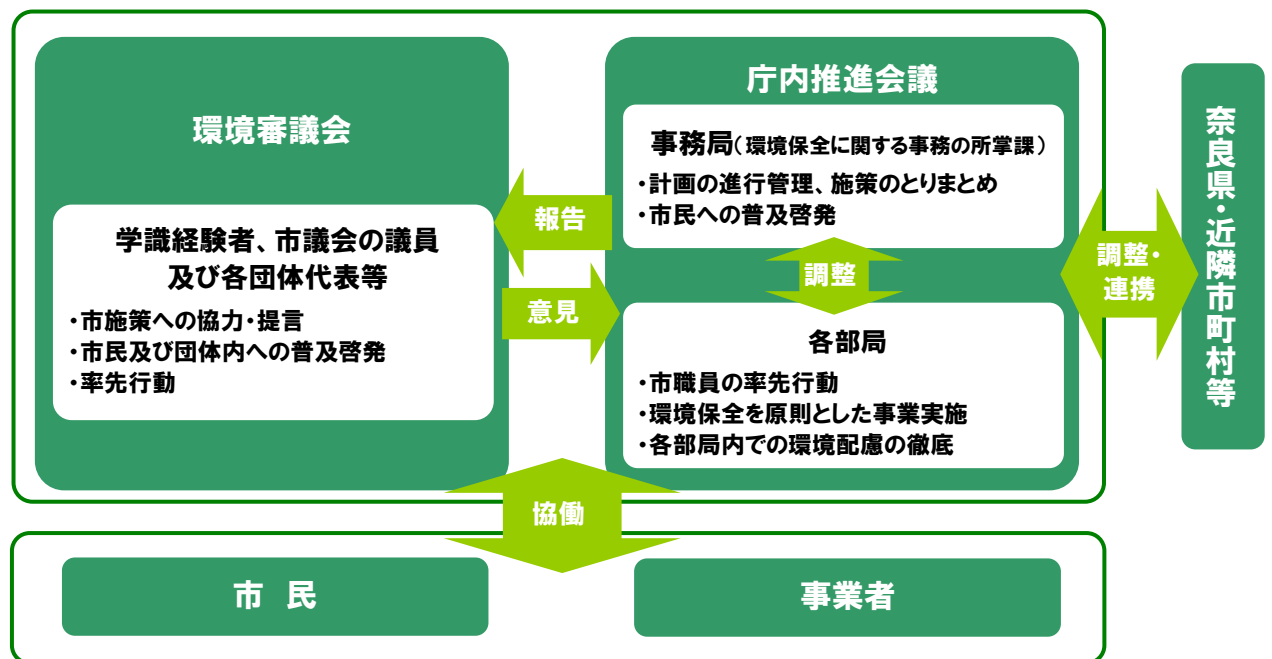


図 5.1.1 計画の推進体制

## 5.2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルという考え方をを用いて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順を踏み、継続して点検を行うことで、取り組み内容の改善を続けていきます。

具体的には、本計画に基づき、各部局において毎年の環境施策・事業を実施し、その進捗や目標達成状況について、表 5.2.1に示す進捗管理の指標等を用いた点検・評価を行うこととします。また、これを環境審議会に報告し、必要に応じて見直し・改善を行いながら推進することとします。

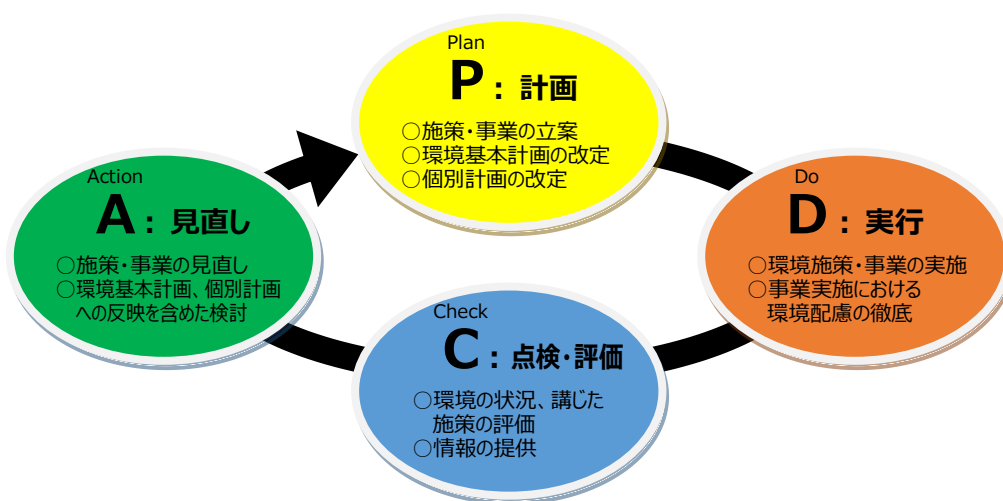


図 5.2.1 計画の進行管理



表 5.2.1 進捗管理の指標

| 基本目標                               | 基本施策                  | 指標                                                                                                  | 現況<br>(H29)               | 目標                               |             |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------|-------------|
|                                    |                       |                                                                                                     |                           | R5まで                             | R6から        |
| 【1】<br>地域に根ざす自然環境を守り育みます           | 1-1<br>動植物の生態・生育環境の保全 | 特定農地の登録面積                                                                                           | 14a                       | 10a/年<br>以上                      | 80a         |
|                                    |                       | 新たな担い手への農地集積・集約化の面積                                                                                 | 0.4ha                     | 香芝市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」目標数値 |             |
|                                    |                       | 遊休農地の発生防止・解消の面積                                                                                     | 0.7ha                     |                                  |             |
|                                    |                       | 農産物等の地産地消に関する催しの実施回数                                                                                | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | 不適切な管理である生産緑地                                                                                       | 9地区                       | 0地区                              |             |
|                                    |                       | 農業用施設整備に関する説明会の実施回数                                                                                 | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
|                                    | 1-2<br>自然に触れ学ぶ場と機会の拡充 | 地域の特色を活かした講座・イベントの開催回数                                                                              | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | 市民等との協働による二上山の清掃活動の実施回数                                                                             | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
| 【2】<br>人にやさしい環境づくりを進めます            | 2-1<br>安全・安心な生活環境の保全  | 大気汚染物質（NO <sub>2</sub> ）の環境基準達成率                                                                    | 100.0%                    | 100.0%                           |             |
|                                    |                       | 下水道普及率                                                                                              | 70.1%                     | 89.7%                            |             |
|                                    |                       | 下水道接続率                                                                                              | 91.7%                     | 95.0%                            |             |
|                                    |                       | 市内主要河川の水質（BOD）の環境基準達成率                                                                              | 68.8%                     | 100.0%                           |             |
|                                    |                       | 自動車騒音及び環境騒音の環境基準達成率                                                                                 | 100.0%                    | 100.0%                           |             |
|                                    | 2-2<br>良好な都市景観の形成     | 違反屋外広告物の簡易除却の実施                                                                                     | 4回                        | 3回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | 公園面積                                                                                                | 40.8ha                    | 42.4ha                           |             |
|                                    |                       | 未利用ため池の親水公園整備の実施                                                                                    | 3箇所                       | 4箇所                              |             |
|                                    |                       | 自治会による公園・緑地の維持管理箇所数                                                                                 | 47箇所                      | 47箇所                             |             |
|                                    |                       | 自治会による美化清掃の支援                                                                                       | 2回                        | 2回/年 以上                          |             |
|                                    | 2-3<br>歴史・文化の保全・活用    | 文化財に関する巡視回数                                                                                         | 12回                       | 12回/年 以上                         |             |
|                                    |                       | 文化財に関する清掃活動                                                                                         | 6回                        | 6回/年 以上                          |             |
| 【3】<br>エネルギーや資源を大切にするライフスタイルに転換します | 3-1<br>循環型社会の形成       | ごみの排出量（家庭系1日一人当たり）の低減                                                                               | 666g/人・日                  | 「香芝市総合計画」めざそう値                   |             |
|                                    |                       | リサイクル率（家庭系）の向上                                                                                      | 16.3%                     |                                  |             |
|                                    | 3-2<br>地球温暖化対策の推進     | 市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減（上段：排出係数固定/下段：排出係数変動）<br>●排出係数とは、エネルギー種類別に定められており、温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数をいいます。 | 3,572 t - CO <sub>2</sub> | 「香芝市地球温暖化対策実行計画」目標数値             |             |
|                                    |                       | 「香芝市地域公共交通網形成計画」の策定                                                                                 | —                         |                                  |             |
|                                    |                       | 最新の排出ガス規制適合車の導入                                                                                     | —                         |                                  |             |
| 【4】<br>さまざまな主体が連携して環境保全に取り組みます     | 4-1<br>各主体の連携の促進      | 環境をテーマとした情報の発信                                                                                      | —                         | テーマを決め毎月実施                       |             |
|                                    |                       | 市による学校での環境学習の実施                                                                                     | 2回                        | 2回/年<br>以上                       | 10回/年<br>以上 |
|                                    |                       | 環境保全活動団体による環境学習の実施                                                                                  | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | 自然や歴史・文化とふれあう講座・講演会の開催                                                                              | 6回                        | 6回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | ふれあいフェスタ等での環境意識向上に向けた取り組み実施                                                                         | 1回                        | 1回/年 以上                          |             |
|                                    |                       | 学校給食における地域食材利用の取り組み実施                                                                               | 1回                        | 1回/年<br>以上                       | 20回/年<br>以上 |

※現状で目標を達成している項目については現状維持に努めるとともに、未達成項目については計画的な達成をめざすこととします。

### 5.3 協働体制

「香芝市環境基本条例」には、環境の保全に関して、市・市民・事業者が互いに連携し、協働して率先的に行動することを旨として、各主体の責務が定められています。

「香芝市環境基本計画」の推進にあたっては、これらの責務に沿って各主体が自立的に行う取り組み（＝自助・自立）、各主体が互いに助け合っ行う取り組み（＝共助・共同）、行政が公益のために行う取り組み（＝公助・公益）を総合的に進めていくこととします。



図 5.3.1 協働体制

## 第6章 資料編

### 6.1 香芝市環境基本条例

香芝市環境基本条例

平成20年3月27日  
条例第5号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全に関する施策

第1節 施策の基本方針等(第7条—第9条)

第2節 基本的施策(第10条—第17条)

第3節 施策の推進体制(第18条)

第3章 香芝市環境審議会(第19条)

附則

私たちのまち香芝市は、二上山をシンボルに仰ぎ、緑あふれる丘陵や田園風景など古代よりの伝統文化に彩られる一方で、近年のめまぐるしい都市化の進展により、新しい文化が発展しつつあります。

このように、香芝市の持つ都市と自然の融合した良好な都市空間と生活環境は、市民の共通財産であり、これを守り育て、未来の世代に引き継いでいくことは、我々の世代に課された重要な使命であります。

しかしながら、近年の社会経済活動は、生活の利便性や物資の豊かさなどをもたらす一方で、身近な自然の減少、都市生活型公害の増加などを引き起こし、地球温暖化やオゾン層の破壊を生むなど、地球環境に大きな負荷を与え、すべての生物の生存基盤そのものを脅かしつつあります。

そこで、私たちは、愛するふるさと「香芝市」の自然環境を守り育て、持続可能で創造的な都市の発展を実現することが、究極的には、地球環境問題の解決につながっていくものであるということを共通理解として、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働して率先的に行動することを誓い、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文

化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、持続的に発展することができる社会が構築されるように、行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、

環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の策定等に係る方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の文化及び歴史の特性を活かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正な処理並びに再生資源の利用等による資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止等の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香芝市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、第19条に定める香芝市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について定期的に公表するものとする。

### 第2節 基本的施策

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第13条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の実施)

第16条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等と協力することにより、広域的な取組を図るよう努めるものとする。

### 第3節 施策の推進体制

第18条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

### 第3章 香芝市環境審議会

第19条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、香芝市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 6.2 香芝市環境基本計画（第二次）の策定の経過

### ① 香芝市環境基本計画（第二次）の策定の経過

| 時期           | 実施内容                |                     |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 平成30年 5月     | 計画策定連絡調整会議          |                     |
| 平成30年 6月     | 計画策定連絡調整会議          |                     |
| 平成30年 7月～8月  | 市民意識調査の実施           |                     |
| 平成30年 10月12日 | 第1回環境審議会            | ・環境基本計画（第二次）の策定について |
| 平成30年 10月    | 計画策定連絡調整会議          |                     |
| 平成30年 12月    | 計画策定連絡調整会議（個別ヒアリング） |                     |
| 平成31年 1月18日  | 第2回環境審議会            | ・環境基本計画（第二次）素案について  |
| 平成31年 1月～3月  | 計画策定連絡調整委員との個別ヒアリング |                     |
|              | パブリックコメントの実施        |                     |
| 平成31年 3月25日  | 第3回環境審議会            | ・環境基本計画（第二次）の答申     |

### ② 香芝市環境審議会名簿

（順不同）

| 区分                   | 氏名        | 所属            |
|----------------------|-----------|---------------|
| 学識経験のある者             | 久 隆 浩     | 近畿大学総合社会学部 教授 |
| 市議会の議員               | 細 井 宏 純   | 香芝市議会議員       |
|                      | 上 田 井 良 二 | 香芝市議会議員       |
| 各種団体 又は<br>事業所を代表する者 | 平 越 國 和   | 香芝市商工会 会長     |
|                      | 黒 松 健     | 香芝市自治連合会 会長   |
|                      | 萩 原 雅 也   | 都市計画審議会 会長    |
|                      | 吉 村 増 雄   | 香芝市農業委員会 会長   |
|                      | 三 岡 正 美   | 香芝市教育委員会 教育委員 |

## 6.3 本計画と第一次計画の施策体系対照表

| 本計画の施策体系                                           |                        |                  | 第一次計画の主な施策（No.1～No.40）                      |
|----------------------------------------------------|------------------------|------------------|---------------------------------------------|
| 【基本目標1】<br>地域に根ざす<br>自然環境を守<br>りはぐみます              | 1-1 動植物の生息・<br>生育環境の保全 | ①森林・農地の保全        | No. 4 野生鳥獣の保護管理                             |
|                                                    |                        |                  | No. 5 森林・里山の保全                              |
|                                                    |                        |                  | No. 6 農村環境の保全                               |
|                                                    |                        |                  | No. 13 身近な緑地としての農地・ため池等の活用                  |
|                                                    |                        |                  | No. 15 身近な環境とふれあう機会の充実                      |
|                                                    |                        |                  | No. 23 森林や農地等の保水機能の保全・回復                    |
|                                                    |                        | ②生物多様性の保全        | No. 2 身近な自然環境と多様な動植物の保全                     |
|                                                    |                        |                  | No. 3 外来種対策                                 |
|                                                    |                        |                  | No. 6 農村環境の保全                               |
|                                                    | 1-2 自然に触れ学ぶ<br>場と機会の拡充 | ③貴重な自然環境の保全      | No. 7 自然環境の再生                               |
|                                                    |                        |                  | No. 13 身近な緑地としての農地・ため池等の活用                  |
|                                                    |                        |                  | No. 1 貴重な自然環境と動植物の保全                        |
|                                                    |                        |                  | No. 5 森林・里山の保全                              |
|                                                    |                        |                  | No. 10 香芝市らしい景観の保全・創出                       |
| 【基本目標2】<br>人にやさしい環<br>境づくりを進め<br>ます                | 2-1 安全・安心な生<br>活環境の保全  | ①大気環境の保全         | No. 12 自然や歴史を生かした魅力ある緑地の創造                  |
|                                                    |                        |                  | No. 36 特色ある環境教育・環境学習の推進                     |
|                                                    |                        |                  | No. 17 全市的な視点で取り組む大気汚染対策                    |
|                                                    |                        | ②水環境の保全          | No. 18 市民・事業者が取り組む大気汚染対策の支援                 |
|                                                    |                        |                  | No. 35 酸性雨対策                                |
|                                                    |                        |                  | No. 21 流域・全市的な視点で取り組む水質保全対策                 |
|                                                    |                        | ③騒音・振動・その他の公害の防止 | No. 22 市民・事業者・農家が取り組む水質保全対策の支援              |
|                                                    |                        |                  | No. 24 水の循環活用、有効利用の促進                       |
|                                                    |                        |                  | No. 19 騒音・振動・悪臭への対策                         |
|                                                    | 2-2 良好な都市景<br>観の形成     | ①良好なまちなみの維持・整備   | No. 20 日照障害・電波障害・光害等への対策                    |
|                                                    |                        |                  | No. 10 香芝市らしい景観の保全・創出                       |
|                                                    |                        |                  | No. 11 市街地景観の保全・創出                          |
|                                                    |                        | ②都市緑化の推進         | No. 11 市街地景観の保全・創出                          |
|                                                    |                        |                  | No. 12 自然や歴史を生かした魅力ある緑地の創造                  |
|                                                    |                        |                  | No. 13 身近な緑地としての農地・ため池等の活用                  |
|                                                    |                        | ③環境美化の推進         | No. 14 協働による緑化の推進                           |
|                                                    |                        |                  | No. 32 CO2 の吸収源対策の推進                        |
|                                                    |                        |                  | No. 33 ヒートアイランド現象の緩和                        |
| 【基本目標3】<br>エネルギーや資<br>源を大切にす<br>るライフスタイル<br>に転換します | 3-1 循環型社会の<br>形成       | ①3Rの推進           | No. 29 ごみの不法投棄対策の推進                         |
|                                                    |                        |                  | No. 8 地域の歴史・文化の保全                           |
|                                                    |                        |                  | No. 9 地域に伝わる知恵や技術の継承と再生                     |
|                                                    |                        | ②廃棄物の適正処理の推進     | No. 10 香芝市らしい景観の保全・創出                       |
|                                                    |                        |                  | No. 25 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化を基本に、拒否、修理を加えた実践の推進 |
|                                                    |                        |                  | No. 26 グリーン購入の推進                            |
|                                                    | 3-2 地球温暖化対<br>策の推進     | ①省エネルギー対策の推進     | No. 39 市民・事業者が取り組む環境保全活動の支援                 |
|                                                    |                        |                  | No. 27 ごみの適正処理の推進                           |
|                                                    |                        |                  | No. 28 化学物質の環境リスクの低減                        |
|                                                    |                        | ②再生可能エネルギー導入の推進  | No. 17 全市的な視点で取り組む大気汚染対策                    |
|                                                    |                        |                  | No. 18 市民・事業者が取り組む大気汚染対策の支援                 |
|                                                    |                        |                  | No. 30 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進                     |
| 【基本目標4】<br>さまざまな主<br>体が連携して<br>環境保全に<br>取り組みます     | 4-1 各主体の連携<br>の促進      | ③フロン類の対策         | No. 31 効果的な新エネルギーの導入                        |
|                                                    |                        |                  | No. 34 オゾン層の保護対策                            |
|                                                    |                        | ①情報発信の充実         | No. 15 身近な環境とふれあう機会の充実                      |
|                                                    |                        |                  | No. 16 環境とのふれあい促進に必要な人材育成                   |
|                                                    |                        |                  | No. 36 特色ある環境教育・環境学習の推進                     |
|                                                    |                        |                  | No. 38 全市的な視点で取り組む環境保全活動の促進                 |
|                                                    |                        | ②環境学習・市民参加の推進    | No. 39 市民・事業者が取り組む環境保全活動の支援                 |
|                                                    |                        |                  | No. 40 連携と協働の実践                             |
|                                                    |                        |                  | No. 15 身近な環境とふれあう機会の充実                      |
|                                                    |                        |                  | No. 16 環境とのふれあい促進に必要な人材育成                   |
|                                                    |                        |                  | No. 36 特色ある環境教育・環境学習の推進                     |
|                                                    |                        |                  | No. 37 地域の資源・人・技の発掘・活用                      |
|                                                    |                        |                  | No. 38 全市的な視点で取り組む環境保全活動の促進                 |
|                                                    |                        |                  | No. 40 連携と協働の実践                             |

## 6.4 用語解説

### 【ア行】

#### ○ 一般廃棄物

一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿、オフィスなどから排出されるごみのことで、廃棄物のうち産業廃棄物を除いたもののことです。

#### ○ エコドライブ

アイドリングストップの実施や急発進・急加速、空ぶかしなどを防止することで、自動車利用による環境への影響を、できるだけ少なくするように配慮して運転することです。

#### ○ エネルギー管理システム

コンピュータ制御により、エネルギー消費量を記録・表示したり機器の自動制御などを行うシステムです。家庭用としては、HEMS（ヘムス＝Home Energy Management System）の普及が始まっています。

#### ○ 温室効果ガス

二酸化炭素をはじめ、フロン、メタンなど、地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質を温室効果ガスと呼び、この温室効果ガスによって宇宙空間に逃げるはずの熱が地表面に戻ることで、気温が上昇する現象を温室効果といいます。

### 【カ行】

#### ○ 環境家計簿

家庭生活における環境負荷量の収支計算を、家計簿による家計の収支計算のように行うもので、エネルギー・資源（電気、燃料、水道、ごみ）の消費量だけでなく、食品や日用品（菓子、酒類、本・雑誌、家具、家電製品等）の消費量からもCO<sub>2</sub>排出量を計算できるようにしています。環境家計簿は、CO<sub>2</sub>排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化対策を図るとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、かつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

#### ○ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音をどの程度以下に保つべきかを定めた基準であり、行政上の政策目標です。

#### ○ 環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定して、計画を立案（Plan）し、それを実行（Do）して、点検・評価（Check）を行い、見直し（Action）を行うという一連の取り組みにより、継続的に環境への負荷の低減を図っていくしくみのことです。

#### ○ 気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化が自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、さまざまな取り組みの原則、措置などを定めています。

#### ○ クールビズ、ウォームビズ

エアコンの過度な利用を抑制するため、夏場は涼しい服装、冬場は暖かい服装で過ごすことを推奨する取り組み。

#### ○ グリーン購入

商品やサービスの購入時に、価格・機能・品質だけでなく、環境の視点を重視して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで、優先的に購入することです。

#### ○ 景観保全地区

森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される奈良県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として、奈良県が指定する地区のことをいいます。

#### ○ 国立公園

国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する公園であり、すぐれた自然の風景地を保全するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としています。

#### ○ 固定価格買取制度

再生可能エネルギーの普及促進を目的とし、再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務づける制度です。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として国民が負担しています。

### 【サ行】

#### ○ 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できると認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

#### ○ 循環型社会

平成12年6月制定の「循環型社会形成推進基本法」によれば、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことで、処理の優先順位を、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順とすることを定めています。

#### ○ 生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、これには(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系（ある地域内に生息する生物群とその生活に関係のある物理的環境とを総合して一体としたもの）が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性があり、それぞれにおいて保全が必要とされています。

### 【タ行】

#### ○ 地球温暖化

二酸化炭素、フロン、メタンなどの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことで、自然や生活環境に各種の影響（海面の上昇、農林業への被害など）が生じることが予測されており、化石燃料の使用による二酸化炭素の排出量削減を図っていく必要があります。

## 【 ナ行 】

## ○ ナラ枯れ

カシナガキイムシ虫が「ナラ菌」という病原菌を木の中に運び込むことによって引き起こされる樹木の伝染病で、ミズナラやコナラなどの落葉広葉樹が大規模に枯れるなどの被害が発生します。奈良県内でも平成22年以降に被害が拡大しており、防除対策が進められています。

## ○ 二酸化窒素

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多い一方、家庭や自然界等からも発生します。高濃度になると呼吸器への影響があり、環境基準が定められています。

## ○ 野焼き

廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により禁止されています。（宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためなどの理由により、やむを得ないものとして政令に定められるものを除く）。違反すると5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられます。

## 【 ハ行 】

## ○ パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組（2016年発効）。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められています。

## ○ フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫、半導体の洗浄、スプレーなどさまざまな用途で利用されてきました。このうちオゾン層を破壊する特定フロン（クロロフルオロカーボン）は、先進国では1995年末までに製造・販売が禁止され、オゾン層を破壊しにくい代替フロンについても、二酸化炭素に比べ数百～一万倍以上の温暖化能力をもつため、温暖化能力の低い物質への代替やノンフロン化が進められています。日本では、フロン排出抑制法により、フロンの使用を減らすとともに、製造、廃棄のすべての過程において漏洩を防止し適切に回収・破壊・再生を行うことなどが義務づけられています。

## 【 数字・アルファベット 】

## ○ 3R、5R

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を合わせた3Rに、拒否（リフーズ）、修理（リペア）を加えた取り組みを5Rとしています。

## ○ BOD

河川水、排水、下水などの汚濁の程度を示す指標で、環境基準が定められています。数値は、有機物が微生物によって酸化される際に消費される酸素量であり、この数値が大きいほど汚濁が著しいことを示しています。

## ○ SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成されています。2009年に策定された国連ミレニアム開発目標（MDGs）を引き継ぐもので、環境問題や気候変動の深刻化など新たな課題も踏まえ、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、経済、社会、環境のバランスが重視されたものとなっています。



## 6.5 これまでの取り組み紹介

---

### ① 尼寺廃寺跡史跡公園整備

(前計画No.9：地域に伝わる知恵や技術の継承と再生/遺跡を活かした公園整備)



### ② 二上山清掃登山活動

(前計画No.10：香芝市らしい景観の保全・創出/二上山麓を中心とした景観保全・創出)



### ③ 自然や歴史とふれあうイベント（かしばウォーク）

（前計画No.15：自然や歴史・文化とのふれあい促進と活用/身近な環境とふれあう機会の充実）



### ④ 市民の方と協働で行った小学校での環境学習

（前計画No.36：特色ある環境教育・環境学習の推進/地域住民の協力を得た学校の環境学習）





## 香芝市環境基本計画（第二次）

自然豊かな環境が人とともにめぐるまち  
～ 市民と行政の『協働』で未来へつなぐ 環境香芝市 ～

---

|       |                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行・編集 | 香芝市市民環境部環境対策課<br>〒639-0292<br>奈良県香芝市本町1397番地<br>TEL (0745) 76-2001 (代)<br>FAX (0745) 78-3830<br>HPアドレス <a href="http://www.city.kashiba.nara.jp/">http://www.city.kashiba.nara.jp/</a> |
| 発行年月  | 平成31年3月                                                                                                                                                                                |
| 改訂年月  | 令和 6年2月                                                                                                                                                                                |

# 香芝市環境基本計画（第二次）

平成31年3月発行

令和6年2月改訂

編集・発行



香芝市